

第4次ごみゼロプラン ごみ処理基本計画 施策表(案)

「ごみ処理基本計画」の施策表(案)です。

第4次ごみゼロプランでは、「第3次日野市ごみゼロプラン改定プランの実施状況」（第2回協議会資料）、各施策の目標・進捗状況、評価、および第3回協議会（令和8年8月5日実施）で寄せられたご意見・提案を踏まえて、施策内容の見直しを行いました。本資料は協議会において委員のみなさまと協議させていただくための『案』であり、協議会におけるご意見等を踏まえて変更となる場合があります。

施策の追加、整理・集約等を行った結果、施策数は以下のとおりとなっています。

第3次ごみゼロプラン 全 28 施策

第4次ごみゼロプラン 全 25 施策

施策表では、第3次ごみゼロプラン改定プラン（第3次ごみゼロプラン）と第4次ごみゼロプランの相違点が明確になるよう、見開きで比較できる構成としています。なお、第4次ごみゼロプランにおける記載の凡例は、下記のとおりです。

例）【継続・強化】としている施策

：第3次ごみゼロプランで掲げられた施策を第4次ごみゼロプランでも「継続」して実施する施策。これまでの取組をただ継続するのではなく、取組を更に追加して「強化」する。

第3次ごみゼロプランの施策の整理・集約により移行した施策

例）※第3次ごみゼロプラン 4.1.1 施策④を移行

施策の項目を大きく組み替えたもの：

移行

削除した施策：

削除

（削除した理由も記載）

新たに追加した施策：赤文字で記載、施策項目を追加した場合は

新規

第4次ごみゼロプランでは、「ごみ処理基本計画」と併せて「食品ロス削減推進計画」を策定します。両計画の施策は相互に関連し、一体的に実施するものが多いため、【施策体系図】（P.3）及び各施策において「食品ロス削減推進計画」の関連箇所（施策番号、ページ番号）を明記します。

例）（2）発生抑制への取組み

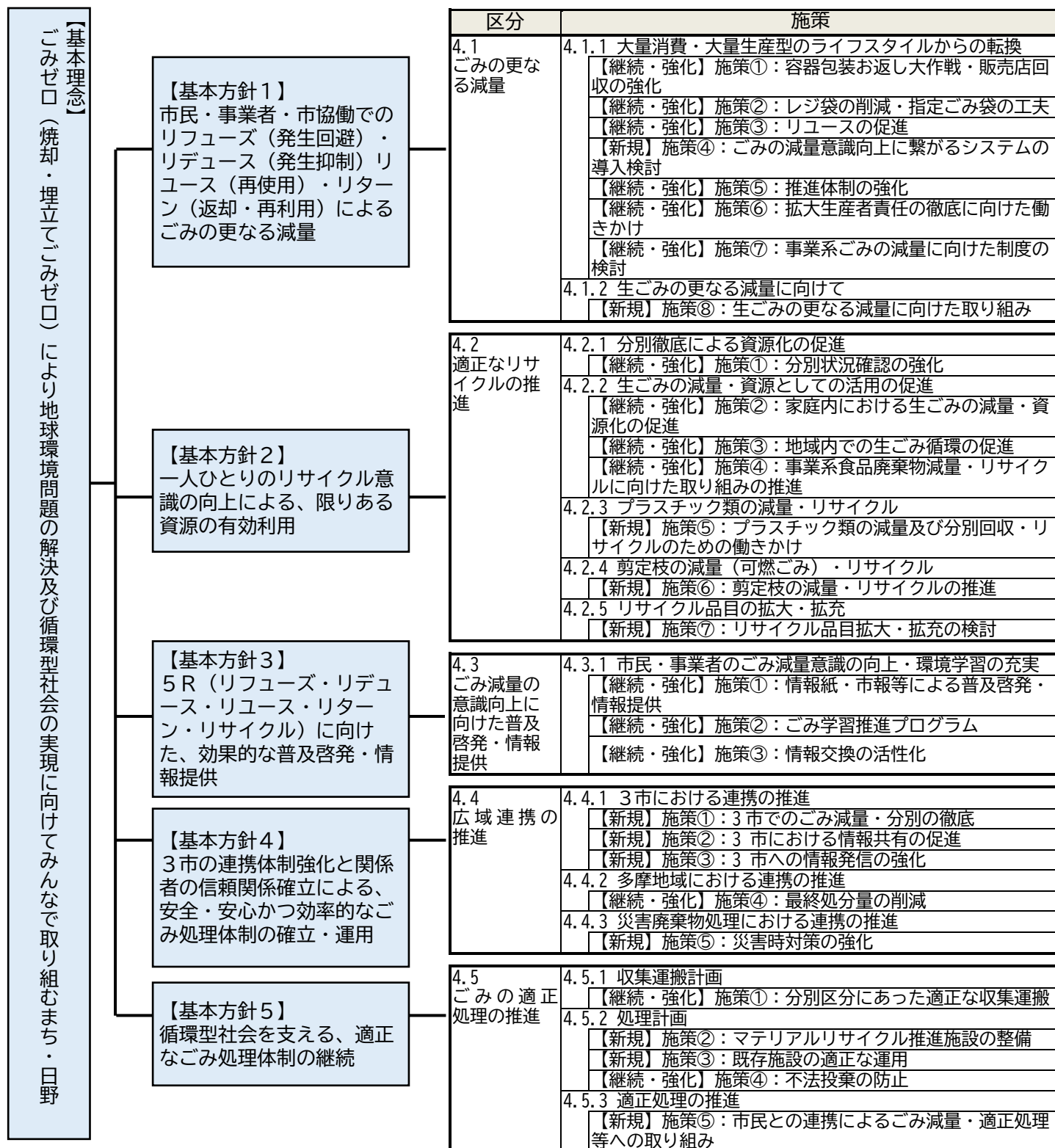
・3切り運動の推進 食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りによる減量への取り組みを強化する。

⇒食品ロス削減推進計画

「5.2.1 施策①「3切り運動」の推進」（P.3 参照）

【施策体系図】

第3次ごみゼロプラン



第4次ごみゼロプラン

【基本理念】
(仮) 循環経済による「ごみゼロ」(焼却・埋立て「ごみゼロ」)の実現に向け、みんなで取り組むまち・日野

【基本方針1】《普及啓発》

5R(リフューズ(発生回避)・リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リターン(返却・再利用)・リサイクル)に向けた、効果的な普及啓発・情報提供

【基本方針2】《発生抑制》

市民・事業者・市協働でのリフューズ・リデュース・リユース・リターンによるごみの更なる減量

【基本方針3】《資源化》

一人ひとりのリサイクル意識の向上による、限りある資源の有効利用

【基本方針4】《適正処理》

循環型社会を支える、適正なごみ処理体制の継続

【基本方針5】《協働体制》

市民・事業者・行政が一体となった協働体制の構築

【基本方針6】《広域連携》

3市の連携体制の推進・強化

区分	施策	ページ
4.1 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供	4.1.1 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実 【継続・強化】施策①：情報紙・市報等による普及啓発・情報提供 ★食品ロス削減推進計画 5.1.1 施策①と関連 【継続・強化】施策②：ごみ学習推進プログラム	P. 39 P. 41
4.2 ごみの更なる減量	4.2.1 循環型のライフスタイルへの転換 【継続・強化】施策①：生ごみの水切りの推進 ★食品ロス削減推進計画 5.2.1 施策①②と関連 【新規】施策②：資源物の民間回収の促進 【新規】施策③：指定ごみ袋の改善 【継続・強化】施策④：リユースの促進 【継続・強化】施策⑤：事業系ごみの減量・資源化の促進	P. 19 P. 5 P. 7 P. 9 P. 17
4.3 適正なリサイクルの推進	4.3.1 分別徹底による資源化の促進 【継続・強化】施策①：分別徹底に向けた周知・啓発の強化 4.3.2 生ごみの減量・資源としての活用促進 【継続・強化】施策②：家庭内における生ごみの減量・資源化の促進 ★食品ロス削減推進計画 5.2.1 施策②④、5.2.2 施策③と関連 【継続・強化】施策③：地域内での生ごみ循環の促進 【継続・強化】施策④：事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進 ★食品ロス削減推進計画 5.3.1 施策①～⑧と関連 4.3.3 紙類の減量・リサイクル 【新規】施策⑤：雑紙の減量・リサイクルの推進 4.3.4 プラスチック類の減量・リサイクル 【継続・強化】施策⑥：プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルの推進 4.3.5 剪定枝の減量(可燃ごみ)・リサイクル 【継続・強化】施策⑦：剪定枝の減量・リサイクルの推進 4.3.6 リサイクル品目の拡大・拡充 【新規】施策⑧：リサイクル品目拡大・拡充の検討	P. 21 P. 24 P. 27 P. 29 P. 31 P. 33 P. 35 P. 37
4.4 ごみの適正処理の推進	4.4.1 収集運搬計画 【継続・強化】施策①：分別区分にあった適正な収集運搬 4.4.2 処理計画 【継続・強化】施策②：プラスチック類資源化施設の維持管理 【継続・強化】施策③：既存施設跡地の有効活用 4.4.3 最終処分計画 【継続・強化】施策④：最終処分量の削減 4.4.4 不法投棄・災害廃棄物対策 【継続・強化】施策⑤：不法投棄の防止 【継続・強化】施策⑥：災害時対策の強化	P. 54 P. 55 P. 56 P. 50 P. 57 P. 52
4.5 協働体制の推進・強化	4.5.1 協働体制の推進・強化 【継続・強化】施策①：市民・事業者との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み	P. 13
4.6 3市の連携体制の推進・強化	4.6.1 広域連携の推進・強化 【継続・強化】施策①：3市でのごみ減量・分別の徹底 ★食品ロス削減推進計画 5.4.2 施策②と関連 【継続・強化】施策②：3市における情報共有の促進 【継続・強化】施策③：3市への情報発信の強化	P. 44 P. 46 P. 48

4.1 ごみの更なる減量

4.1.1 大量消費・大量生産型のライフスタイルからの転換

施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化	
目的	「容器包装お返し大作戦！～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」の強化により、容器包装、過剰包装を削減し、ごみの発生量を抑制する。また、市による分別回収を実施している新聞について、販売店回収・集団回収の利用を促進し、ごみの発生量を抑制する。	
各主体の役割	行政	・新規スーパー等出店時に開発協議にて「容器包装お返し大作戦」への参加を促進する。 ・店舗の状況に応じて回収品目を拡大する。 ・減少が見込まれる新聞の収集方法を検討する。 ・行政回収から民間回収へのシフトを推進する。
	市民	・マイバッグ・マイ容器の使用徹底、容器包装の「買わない」「もらわない」「店に返す」を徹底する。 ・「容器包装お返し大作戦」へ協力する。 ・新聞紙の販売店回収・集団回収を利用する。
	事業者	・販売店の自主的取り組みや店頭回収への参加を促進する。
指標・実績	指標：資源の行政回収量（プラスチック類以外）8,600 t/年以下を達成（R8） 実績：7,945 t/年（R7 実績） 達成状況：○（達成見込み）	
進捗状況	・参加回収店が H27 の 20 店舗から R7 に 22 店舗へ拡大した。新規店舗建設時の開発協議での参加要請仕組みを整備した。 ・主要な新聞は販売店回収を実施した。新聞発行部数減少等により行政回収量は H28 比で約半減している（集団回収が行政回収を上回る）。	
課題・評価	・総資源化率は、令和 2 年度をピークに減少傾向にあり、令和 6 年度は 36.4% で、目標未達である（目標 45%）。背景には行政回収から民間収集・店頭回収へのシフトがある。 ・店舗の敷地面積等に応じた回収品目拡大の検討が必要である。 ・民間事業者の協力を得ながら協力店舗を拡大していくことが必要である。 ・民間事業者による回収状況の情報収集を行い、行政回収から民間回収への移行に向けた施策を検討・推進する。	
協議会等の意見・対応	・事業者の過剰包装削減や製品・容器の販売・回収における責任強化を求める声が多い（第 3 回協議会/アンケート調査）。 ・資源物の排出抑制（発生抑制）が浸透する一方で、民間・店頭回収の設置場所不足や回収品目の制限が課題である（アンケート調査）。 ・「スーパー等の店頭回収拠点の拡大」に対する要望がある（アンケート調査）。	

4.2.1 循環型のライフスタイルへの転換

施策②：資源物の民間回収の促進

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【新規】資源物の民間回収の促進										
目的	行政回収から民間回収への転換を促進する。また、「容器包装お返し大作戦！～容器包装 断る 返すで ごみ減量～」を継続して促進することにより、容器包装、過剰包装を削減し、ごみの発生量を抑制する。										
各主体の役割	行政	① 民間事業者による資源物の回収状況について情報収集を行い、民間回収への移行に必要な施策を検討する。 ② 新規スーパー等出店時の開発協議において、販売店回収への参加を要請する。 ③ 店舗の敷地面積等、店舗の条件に応じて回収品目の拡大を依頼する。 ④ 民間回収拠点や回収品目に関する情報について、市のホームページ等で情報発信・周知を行う。 ⑤ 新聞発行部数減少等により行政回収量の減少が見込まれる新聞について、効率的な収集方法を検討する。 ⑥ 事業者による独自ポイント制度導入等の自主的な取組を広報等で周知し、促進する。 ※第3次ごみゼロプラン 4.1.1 施策④を移行									
	市民	・容器包装の「買わない」「もらわない」「店に返す」を徹底する。 ・新聞紙の販売店回収・集団回収を利用する。									
	事業者	・店頭回収へ参加する。 ・資源物の回収において、独自ポイントの導入等の取組を行う。									
指標	・資源の行政回収量（継続） ・資源回収に取り組む店舗数（新規）										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①情報収集・施策検討	情報収集・実態把握			施策検討		実施					
②参加促進	(継続)										
③回収品目の拡大依頼	(継続)										
④情報発信	(継続)										
⑤新聞の収集方法の検討	情報収集			方法検討		実施					
⑥事業者による取組の促進	情報収集・実態把握			広報実施							

他事例	・事業者との間で「かけがわ資源物店頭回収パートナーシップ協定（K-STeP 協定）」を締結し、店頭での資源回収の推進や回収品目の拡大について協議・連携した（掛川市）。 ・市役所等の回収ボックスに加え、市内の家電量販店での小型家電の店頭回収やセブン-イレブン各店舗と連携したペットボトルの拠点回収を実施した（藤沢市）。 ・スーパーやコンビニ等と連携した「ペットボトル自動回収機」の設置や、イトーヨーカドーやガソリンスタンド等の民間事業者が行う廃食用油の店頭・拠点回収の情報提供・案内を強化した（小金井市）。 ・広報紙、市ホームページ、SNS 等を活用し、店頭に資源回収ボックスを設置している店舗を積極的に紹介・周知した（朝霞市）。 ・「リサイクル推進協力認定」を受けたスーパー等の認定店舗（17 店舗等）について市民へ周知した（小金井市）。
-----	---

施策②：レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫	
目的	レジ袋の削減・指定ごみ袋の工夫により、ごみの発生量を抑制する。	
各主体の役割	行政	・社会実験（レジごみ袋）を推進し、事業化を判断する。 ・明星大学と連携した指定ごみ袋の新たなデザインを検討する。
	市民	・過剰包装を頼まない、断る。 ・レジ袋を断る。 ・マイバッグ等を積極的に利用する。 ・レジごみ袋社会実験へ協力する。
	事業者	・レジ袋削減の社会実験へ協力する。
指標・実績	指標：指定ごみ袋のデザインの見直し 実績：辞退率 83.4%（R7 実績） 達成状況：○（達成見込み）	
進捗状況	・プラごみ分別開始に伴う指定ごみ袋のロール化を行う（外袋廃止）。 ・国のレジ袋有料化等により辞退率向上。日野市レジ袋無料配布中止に向けた共同会議が国の「みんなで減らそうレジ袋チャレンジ」優秀賞を受賞した（解散）。 ・明星大学と連携した「レジごみ袋」を R6 年 4 月より本格導入した。	
課題・評価	・レジ袋辞退率は 85%前後で推移している。 ・プラスチックスマート宣言に基づき、最終的な辞退率 100%に向け更なる施策を推進する必要がある。	
協議会等の意見・対応	・指定ごみ袋の価格が高く、家計の負担になっているという不満が強い（アンケート調査）。 ・「破れやすい」「縛りにくい」といった品質・材質改善への要望が多い（アンケート調査）。指定袋が高い理由やプラ袋が他と同価格の意義が市民に伝わっていない。袋の破れやすさ・結びにくさ等、品質改善が必要である（第3回協議会意見）。 ・袋に対して大きく重い物が入っている場合がある。袋にどれくらいの大きさ、かつ、どれくらいの重さのものまで入れてよいのかの判断基準がわかりにくい。ごみ・資源分別カレンダー等で市民に分かりやすく提示する必要がある（第3回協議会意見）。	

施策③：指定ごみ袋の改善

新規

(※一部「4.3.3 施策⑤プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクル」へ統合)

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【新規】指定ごみ袋の改善										
目的	指定ごみ袋の価格設定の理由等を市民へ分かりやすく説明するとともに、使いやすさに向けた品質改善を図るとともに、レジごみ袋の活用を推進する。										
各主体の役割	行政	①指定ごみ袋の価格設定の根拠や適正な利用について情報発信を行う。 ②指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック等の環境配慮素材の導入を検討する。									
	市民	・使用感やニーズを伝える。									
	事業者	・販売・利用実態や市民の声を把握する。									
指標	・ 指定袋に係る情報発信数 ・ 指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック等の環境配慮素材の導入 ・ レジごみ袋の使用枚数										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①情報発信	(継続)										
②環境配慮素材の導入	情報収集			導入							

他事例	・市民から募集したごみ減量標語の優秀賞作品を、指定ごみ袋に直接印刷して日常的な意識啓発に活用した（掛川市）。 ・ミニ袋（3L～5L 相当）から小・中・大（20L～40L）まで細かくサイズを設け、排出量に応じた適切な費用負担と排出抑制を促進した（国分寺市、藤沢市、八王子市）。 ・令和4年10月より、バイオマスプラスチックを使用した家庭系指定収集袋を本格導入した（小金井市）。 ・おむつ専用袋やボランティア袋（令和4年度導入）に続き、一般的な指定ごみ袋についてもバイオマスプラスチック等の環境配慮素材の導入を検討した（八王子市）。
-----	---

施策③：リユースの促進

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】リユースの促進	
目的	不用品を修理・再生した上での資源循環（リユース）、環境配慮製品の利用促進等により、ごみの発生量を抑制する。	
各主体の役割	行政	・ジモティースポット日野を設置する。 ・フリマアプリや不要品交換サイトの活用等の動向を注視し、リユースに関する市民の関心や利便性の向上に向けて検討する。 ・リサイクルプラザを検討する。 ・リサイクル事務所や回転市場への積極的な支援を継続する。 ・PR 啓発事業により市民・事業者による環境配慮製品の使用を促進する。 ・イベント等でのリターナブル容器・マイ容器の使用については新型コロナを契機とした衛生意識の高まりにも配慮し、今後の意識の変化を踏まえながら、方向性を検討する。
	市民	・リサイクルプラザの機能に関する検討会議へ参加する。 ・フリーマーケット・リサイクルショップ等を積極的に利用する。 ・環境配慮製品を積極的に使用する。 ・お祭り、イベント等ではリターナブル容器・マイ容器を使用する。
	事業者	・フリーマーケット等への参加を検討する。 ・環境配慮製品を使用する。 ・イベント等でのリターナブル容器・マイ容器使用を促進する。
指標・実績	指標：リサイクルプラザを整備し、フリーマーケットや不用品の修理等のための場所を提供 実績：解体工事の目途が立たないため未整備 達成状況：×（未達成）	
進捗状況	・旧不燃ごみ処理施設の解体着手が厳しい財政状況により困難で、リサイクルプラザ整備が延期している。 ・ジモティースポット日野の開設、リサイクル事務所や回転市場への支援を継続する。	
課題・評価	・旧施設の迅速な解体と、国の財政措置・市民ニーズを踏まえた整備検討が必要である。 ・既存施設（ジモティースポット等）の活性化や民間リユースサービスの積極活用、施設の再編を検討する。	
協議会等の意見・対応	・リユースは「特になにもしていない」市民が多く、車のない高齢者が拠点へ運べない等の障壁がある。また、店頭回収拠点拡大や回収品目追加の要望がある（アンケート調査）。 ・ジモティースポット等既存拠点の活用や持込困難者への配慮を検討し、身近なリユース・受渡件数の向上を目指す。	

施策④：リユースの促進

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】リユースの促進									
目的	不用品を修理・再生した上での資源循環（リユース）、環境配慮製品の利用促進等により、ごみの発生量を抑制する。									
各主体の役割	行政	① フリマアプリや不要品交換サイトに係る情報収集及び情報発信を行う。 ② リサイクル事務所や回転市場等と協働し、事業を行う。 ③ 環境配慮製品の使用を促進する。 ④ イベント・事業者等におけるリターナブル容器等の活用を推進する。 ⑤ 民間企業と連携したリユースの仕組みを検討する。								
	市民	・ごみとして捨てる前に、もう一度使える方法を選ぶ（リユースの実践） ・フリーマーケット・リサイクルショップ等を積極的に利用する。 ・環境配慮製品を積極的に使用する。 ・お祭り、イベント等ではリターナブル容器・マイ容器を使用する。								
	事業者	・「リユースできる商品をつくる」「使い続けられるサービスを提供する」「使い終わった商品を次の利用者につなぐ」を実行する。								
指標	・リユース取組件数（受渡件数）									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①不要品交換サイトの情報収集及び情報発信	情報収集			情報発信						
②リサイクル事務所や回転市場等への支援	（継続）									
③環境配慮製品の使用の促進	（継続）									
④リターナブル容器等の活用推進	（継続）									
⑤民間連携でのリユースの仕組みの検討	情報収集・実態把握					事業実施				
他事例	・ 民間買取価格比較サービス「おいくら」や個人間不用品取引サイトの利用を推進した（小金井市）。 ・ 市報・ホームページを通じた不用品譲渡の「リサイクル情報」を提供した（国分寺市）。 ・ 大型商品プラスチック（容器包装以外のプラスチック製品）のうち再使用可能なものを洗浄・消毒し、「リユースフェア」等で提供。消費生活センターにて「不用品等交換制度（ゆずります・ゆずってください）」を運営した（藤沢市）。 ・ 民間リユースショップに関する情報を提供した（松戸市）。 ・ 市内中学校の制服や学校用品を有効活用するため、リサイクルプラザ企画運営協議会が実施する「スクールグッズシェアリング事業」を支援した（朝霞市）。 ・ 公民館や地域センター等を拠点として、靴・かばん・ベルト・ぬいぐるみを収集しリユースした（国分寺市、松戸市）。 ・ イベント等でのリユース食器の無料貸し出し、イベント等でのリユース食器利用の呼びかけや助成制度を周知した（小金井市、八王子市、鎌倉市）。 ・ リサイクルセンターを通じて家具等のリユース情報を提供しているほか、学生の多い地域特性を踏まえ、引っ越し時期に発生する家具・家電等の耐久消費財について民間リサイクルショップ等と連携・役割分担しながら市全体でのリユース・資源化体制を構築した（つくば市）。 ・ 安心・安全に利用できるよう設けられた「かながわりユースショップ認証店」の利用を促進した（藤沢市）。									

施策④：ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【新規】ごみの減量意識向上に繋がるシステムの導入検討	
目的	エコポイント制度や優良店評価制度等、ごみ減量やリサイクルに取り組んだ際にメリットが生まれる新システムの導入を検討する。	
各主体の役割	行政	・事業者へポイント制度等の導入を働きかける。 ・事業者の優れた取り組みを広報紙（エコ等）で紹介・後押しする。
	市民	・導入店舗のシステムを積極活用する。
	事業者	・ポイント制度等のごみ減量意識向上システムを導入検討する。
指標・実績	指標：引き続き新システムを検討し、段階的な導入を実施 実績：各事業者主体で取り組んでいるが、広報等での周知及び新システムの未導入 達成状況：×（未達成）	
進捗状況	・イオンスタイル多摩平の森でポイントの貯まる雑紙等リサイクルを実施した。 ・セブン-イレブンでのペットボトル回収ポイント仕組みは協議難航により未実施である。 ・市主導のシステム導入には至っていない。	
課題・評価	・市による統一システム構築は困難であったが、事業者が主体的に独自ポイント制度等を導入している。 ・今後は事業者の自主的取り組みをエコ等の広報で周知し、後押しする。	
協議会等の意見・対応	-	

削除

第4次ごみゼロプラン	
第4次ごみゼロプランの方向性	4.2.1 施策②：資源物の民間回収の促進－⑥に移行（P.5 参照） 【理由】各事業者が主体的に独自ポイントによる制度の導入等に取り組んでいる状況があるため、今後は事業者の取り組みをエコー等の広報で取り上げ、事業者による主体的な活動の後押しを行っていく。

施策⑤：推進体制の強化

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】推進体制の強化	
目的	ごみゼロ推進協議会等といった体制づくりや既存体制の活性化により、ごみ発生抑制を推進する体制を強化する。	
各主体の役割	行政	・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」で協議会のあり方やプランの重点項目推進を検討する。
	市民	・体制づくりに関する会議、ごみ減量に関する会議・市民組織・自治会への積極的に参加する。
	事業者	・協議会等への参加・協働する。
指標・実績	指標：ごみ減量に関するそれぞれの会議が中心となり、具体的な活動を実施 実績：日野市一般廃棄物処理基本計画に定める施策について検討、検証・協議等を実施 達成状況：○（達成）	
進捗状況	・令和3年11月に「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置し、幅広い世代が参加できる仕組みを構築した。 ・協議会にて基本計画施策の検討・検証を継続実施した。	
課題・評価	・協議会設置および運用の目標は達成した。 ・今後は協議会の活動を継続しながら、各主体や協議会の役割の更なる明確化を図る。	
協議会等の意見・対応	-	

4.5 協働体制の推進・強化

移行

4.5.1 協働体制の推進・強化

施策①：市民・事業者との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】市民・事業者との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み									
第4次ごみゼロプランの方向性	日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会、廃棄物減量等推進員をはじめとする市民・事業者・行政の一体となった協働活動を深め、幅広い世代が参画できる体制を構築する。									
各主体の役割	行政	① ごみ減量・リサイクル等推進協議会を定期的を開催し、プランの進捗状況の確認や施策の検証、重点項目の検討等を行う。 ② 廃棄物減量等推進員※に対する研修を実施する。 ※第3次ごみゼロプラン 4.5.3 施策⑤を移行 ③ 多様な主体が参画できる協働活動のあり方について、引き続き検討を行う。								
	市民	・「ごみを出す側」として、発生抑制・分別・資源化・適正処理に責任を持ち、行政と協力する。								
	事業者	・「ごみを生み出す側・製品やサービスを提供する側」として、発生抑制・分別・資源化・適正処理に責任を持ち、行政と協力する。								
指標	・ごみ減量・リサイクル等推進協議会開催数 ・廃棄物減量等推進員への研修回数									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①協議会の開催とプランの検証	(継続)									
②廃棄物減量等推進員への研修の実施	(継続)									
③協働活動のあり方検討	検討					実施				

※廃棄物減量等推進員：日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第8条により、市長が、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及びごみの減量のため市の施策への協力その他の活動を行う役割を担う。不法投棄やポイ捨てを防止し、モラルの向上を図る。パトロール・啓発活動の更なる強化、河川での多摩川・浅川クリーン作戦等のイベントを通じた啓発を行う。

他事例	・「ごみゼロ化推進会議」（町会・自治会の推薦者、事業者の業種別組合、商店会、市民団体、学校（大学・高校等）など幅広い構成員で組織）を設置した。全体会議のほか、「事業所部会」「まち美化部会」「啓発部会」などの部会（プロジェクトチーム）に分かれ、店頭回収の拡大、ごみカレンダーの改善、事業者立ち入り、各種啓発提案などを実践・提言した（小金井市）。 ・「おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」（市民活動団体、大学等の専門家、地域、企業、金融機関、近隣市町、行政などが参加）を設置した。特に資源化を進める「生ごみ、紙おむつ、製品プラスチック、剪定枝」の4品目の具体的な処理スキームや、市民・事業者の動機付け策、地域負担軽減策について検討し、市へ提言した（掛川市）。 ・「リサイクル推進員」（八王子市）、藤沢市「廃棄物減量等推進員」、「廃棄物減量化等推進員」（鎌倉市）、「クリンクル推進員」（松戸市）：町会・自治会や地域団体等から推薦を受け、市長が委嘱した。地域での資源ステーション管理指導、ごみ出しマナー指導、出前講座での協力、街美化活動等、市と市民・地域をつなぐパイプ役として活動した。
-----	---

施策⑥：拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけ	
目的	拡大生産者責任（EPR）の徹底に向けて、周辺自治体や都と協力し、国や業界団体へ要望を行うとともに、事業者に対して環境配慮設計や簡易包装を促進する。	
各主体の役割	行政	・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」にて、プランの重点項目の進め方等を検討する。 ・全国的な制度として、リターナブル容器が消費者に選択されるよう、ワンウェイ容器の処理費用の販売価格へのとり込みや税、課徴金などの活用を国・関係機関に要望する。 ・国や業界団体に対し、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見を発信する。（容器包装だけでなく、紙おむつなど様々な製品に対して、生産者によるリサイクルの推進を要望。）
	市民	・リサイクルや拡大生産者責任に関する制度の改革について、意見ヒアリングの場等に積極的に参加する。
	事業者	・リターナブルの使用を拡大するために、「ワンウェイ容器入りの商品の削減」「リターナブル容器の品揃えの拡大」「デポジット制度の導入」の製造、販売方法の改革を検討する。 ・製品の最終回収に責任を持てるよう、材質等にも配慮する。 ・ばら売り、量り売り等を実施し、包装の簡易化を検討する。
指標・実績	指標：聴取結果・検討結果を元に、国や業界団体に対して意見を発信 実績：国や業界団体に対して、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任に対する意見、要望の発信を実施 達成状況：○（達成）	
進捗状況	・国のレジ袋有料化（R2.7）やプラスチック資源循環促進法（R4.4）が施行された。 ・周辺自治体・都と連携し、国・業界団体へ意見要望を発信した。 ・事業者による耐久性の高い容器への変更・繰り返し利用システムの導入などの動きが進む。	
課題・評価	・市主導の要望活動や国の法制定により指標達成した。 ・今後も拡大生産者責任の徹底に向けた国・関係機関への要望を継続する。	
協議会等の意見・対応	製品・容器の販売・回収における事業者の責任強化を求める市民ニーズが強い（アンケート調査結果より）。	

削除

第4次ごみゼロプラン	
第4次ごみゼロプランの方向性	4.2.1 施策⑤：事業系ごみの減量に向けた制度の検討－④に移行 (P.17 参照) 拡大生産者責任者は、事業系ごみに直接的に関連するため。 引き続き国や業界団体等への要望・働きかけを継続・強化し、事業者の責任ある 取り組みを後押しすることとする。

施策⑦：事業系ごみの減量に向けた制度の検討

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】事業系ごみの減量に向けた制度の検討	
目的	事業系ごみの減量に向け、一定規模以上の事業者への再利用計画書の提出義務付け、事業系ごみの搬入手数料の適正化検討等を実施する。	
各主体の役割	行政	・延床面積 3,000 ㎡以上の大規模建築物をもつ事業者への再利用計画書の提出、および食品ロス削減、生ごみ資源化、紙ごみ資源化、プラスチックごみの適正な排出の指導を行う。 ・延床面積が小さな事業者へもごみ減量に向けた情報提供・普及・啓発等を実施する。 ・他市の状況を勘案した搬入手数料の適正化を検討する。
	市民	(対象なし)
	事業者	・延床面積が 3,000 ㎡以上の事業用大規模建築物をもつ事業者は、再利用計画書を提出、および資源化を含めたごみ減量を推進する。 ・延床面積が小さな事業者も資源化を含めたごみ減量を推進する。
指標・実績	指標：検討結果に基づき必要に応じて、関係条例の改正等を実施する等、事業系ごみの減量に向けた制度の改善。 実績：対象拡大に向けた条例改正は未実施。事業系ごみ減量に向けた制度改善は継続的に検討中。 達成状況：△（一部達成）	
進捗状況	・大規模建築物（3,000 ㎡以上）への再利用計画書提出を継続実施した。 ・少量排出事業者向けに分別カレンダー等で周知した。 ・クリーンセンターへの搬入手数料は 42 円/kg と多摩地域で高水準を維持している。	
課題・評価	・対象延床面積の切り下げによる義務拡大は中小事業者の負担が大きく慎重な判断が必要である。 ・新規減量施策の展開を含め慎重に検討を推進する。	
協議会等の意見・対応	-	

施策⑤：事業系ごみの減量・資源化の促進

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】事業系ごみの減量・資源化の促進									
目的	事業系ごみの更なる減量・資源化を促進する。									
各主体の役割	行政	① 延床面積 3,000 m ² 以上の大規模建築物をもつ事業者に対し、再利用計画書の提出を要請する。事業所から提出された計画書・報告書を活用し、事業系ごみの排出量や資源化状況を把握し、食品ロス削減、生ごみ資源化、紙ごみ資源化、プラスチックごみの適正な排出に向け、指導を強化する。また、再利用計画書の提出の際に、食品ロス削減目標目標の設定を指導し、実施状況について点検を行う。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策⑥：「関係法令・条例等に基づく事業者への指導・周知」(P.13 参照)								
		② 延床面積が比較的小さい中小規模事業者に対してもごみ減量に向けた情報提供や普及啓発等を実施する。								
		③ 市の処理施設に入る事業系ごみを減らし、再資源化へ回すため、説明会の実施を検討するほか、紙ごみ等の民間の資源化ルートについて情報収集・情報提供を行う。								
		④ 国や業界団体に対し、周辺自治体や都等と連携しながら、拡大生産者責任（EPR）に対する意見・要望を行う。 ※第3次ごみゼロプラン 4.1.1 施策⑥を移行								
	市民	・「ごみを出す側」であると同時に、「商品やサービスを選ぶ消費者」として、ごみの発生を抑え、分別・資源化を徹底する。								
	事業者	・調達・製造・販売・消費・廃棄という事業活動全体を見直し、廃棄物の発生そのものを減らす。								
指標	・国・業界団体等への要望等の提出回数									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①中小事業者への啓発	(継続)									
②資源化ルートの情報提供	情報収集				情報提供					
③国等への要望	(継続)									

他事例	- 床面積 3,000 m²以上の大規模事業者や月 4 トン以上の多量排出事業者に対し、「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出を義務づけた（朝霞市）。 - 1 か月平均 3 トン以上（または年間 36 トン以上）排出する多量排出事業者に対して「事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を義務づけ、年間 20 件程度の立入指導を実施した（藤沢市）。 - 条例に基づき多量排出事業者に「廃棄物減量計画書」の提出を義務づけ、計画書に基づく訪問指導を実施した。多量排出以外の事業者に対しても「事業系ごみ処理状況の届出制度」を活用して実態把握と指導を行った（松戸市）。 - 日量 100kg 以上の多量排出事業者へ「つくば市事業系一般廃棄物減量化等計画書」の提出を求め、内容の精査と必要な指導を実施した（つくば市）。 - 事業系ごみを一定量以上排出する事業者を「多量・準多量排出事業者」に認定し、取組事例の広報やきめ細やかな指導を実施した（川崎市）。 ・医療・福祉、飲食・宿泊など業種別・規模別の訪問指導を実施した。医療やサービス業等で多く発生する機密文書や、従来資源化が困難とされた防水加工紙・感熱紙などの「難再生古紙」の資源化ルートについて情報提供を行った（八王子市）。 ・事業用大規模建築物所有者への立入指導や中小規模事業者に対する個別訪問指導を実施し、事業者向けマニュアルやアプリ・SNS 等を活用して分別の徹底を促進した（小金井市）。 ・「廃棄物発生抑制等啓発指導員」および「廃棄物適正処理主任指導員」が事業者を個別訪問し、ごみ組成調査・排出実態を踏まえた適正排出・分別指導を実施した（鎌倉市）。
-----	---

4.1.2 生ごみの更なる減量に向けて

施策⑧：生ごみの更なる減量に向けた取り組み

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【新規】生ごみの更なる減量に向けた取り組み	
目的	可燃ごみの約33%（組成分析調査による）を占める生ごみを更に減量していくためには、市民・事業者による発生抑制と市による発生抑制への支援、リサイクルの推進が必要である。	
各主体の役割	行政	(1) 市民・事業者とともに実施する施策検討の場の設置 生ごみの更なる減量を達成するためには、排出する市民や事業者の理解・協力が必要不可欠である。施策の検討、実施に向けて市民・事業者と協働で施策の検討ができるような場を設置する。 (2) 発生抑制への取り組み ・3切り運動の推進 食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りによる減量への取り組みを強化する。 ※食材の使い切り 市内大学などと連携した食材の使い切りメニューレシピ開発に向けて検討する。 商店、スーパーにおけるばら売り・量り売りの促進に向けて検討する。 ※食材の食べ切り 市内飲食店などと連携した食べ切りサイズの考案・販売に向けて検討する。 ※生ごみの水切り 水切りネットや水切り器などによる水切りを推奨し、ごみ減量に取り組む。 (3) 情報収集・啓発の促進 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、先進市の取り組みの情報収集を行い、当市での実施に向けた検討を行う。先進市の事例、当市での取り組みなどをごみ情報誌（エコー、ごみ資源分別カレンダー）などで広く市民に啓発を行う。また、ホームページやごみ分別アプリなども活用した情報発信も含め啓発の促進を図る。
指標・実績	指標：生ごみの減量・リサイクルを推進し、可燃ごみ量約600tの減量 実績：2,842t減量（24,214t/年、R7実績） 達成状況：○（達成）	
進捗状況	・「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ参加。	
課題・評価	・可燃ごみ中の厨芥類の大半は不可食部（調理くず）だが、水切り徹底により大幅な重量削減が可能である。 ・家庭での手軽な減量習慣として周知を強化する。	
協議会等の意見・対応	—	

4.2.1 循環型のライフスタイルへの転換

施策①：生ごみの水切りの推進

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】生ごみの水切りの推進									
目的	重量の約8割を水分が占める調理くずなどの生ごみからしっかり水分を絞り込む・乾かすことで、可燃ごみ全体の重量の削減を図る。									
各主体の役割	行政	(1) 市民・事業者とともに実施する施策検討の場の設置 ⇒「4.5.1 施策①：協働体制の推進・強化」へ移行 (2) 発生抑制への取り組み ・3切り運動の推進 食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切りによる減量への取り組みを強化する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.2.1 施策①：「3切り運動」の推進」(P.4 参照) ・生ごみの水切りの推進 水切りネットや水切り器などによる水切りを推進する。 (3) 情報発信・啓発の促進 ・食品ロス削減に係る情報発信・啓発を行う。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.1.1 施策①：食品ロス削減に係る情報発信・啓発」 (P.3 参照)								
	市民	・生ごみの水切りを行う。								
	事業者	・生ごみの水切りを行う。								
	指標	・水切りに関する情報発信数								
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①生ごみの水切りの推進	(継続)									
②水切りネットの配布	検討			配布						

4.2 適正なりサイクルの推進

4.2.1 分別徹底による資源化の促進

施策①：分別状況確認の強化

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】分別状況確認の強化	
目的	分別状況の確認を徹底し、結果を周知することにより、市民・事業者のごみの分別に対する意識の向上及び分別徹底を図り、資源化への取り組みを促進する。	
各主体の役割	行政	・可燃ごみ等への資源化可能なプラや紙等の組成割合を公表する。 ・可燃ごみ等を出す前に資源ごみが混入していないかの点検を呼びかける。 ・分別に関して、廃棄物減量等推進員や広報、エコー、ごみ分別アプリ、LINE 等、時代に即した様々な手段を用いて周知する。 ・定期的に業務連絡会を開催し、分別についての情報交換を進めながら業務の改善を図る。
	市民	・自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、質の高い分別を実施する。
	事業者	・自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、質の高い分別を徹底する。
指標・実績	指標：令和 8 年度の総資源化率 45%以上（※中間検証で参考値化） 実績：38.3%（R7 実績） 達成状況：×（達成困難な見込み）	
進捗状況	・令和 2 年 1 月からのプラスチック類ごみの分別回収の実施にあたっては、自治会や管理組合だけでなくサークル等の希望団体を含めて説明会を開催し、分別の周知徹底を図った。ごみ出しルールを守らない所にはごみパトロール隊が排出指導を実施した。自治会やマンション管理組合では廃棄物減量等推進員がごみ担当を担当した。 ・原則的に分別が適切でない家庭のごみは収集せず、お知らせシールを貼付した。収集業者との業務連絡会では、分別状況等の確認をおこなっており、特別に周知を行った方が良い内容については市がチラシの作成をおこない、収集業者がマナーを守っていない家庭に対してポスティングを行う等の対応を実施した。また、ごみアプリについては未掲載の品目について、市への問い合わせや収集業者の気づきにより掲載を追加し、内容の充実を図っている。	
課題・評価	・総資源化率は 35%以上を維持するも目標未達見込みである。 ・行政回収量の減少が指標低下に繋がる構造のため、次回プランでは別指標の導入を検討する。分別の周知徹底は継続する。	
協議会等の意見・対応	-	

4.3 適正なりサイクルの推進

4.3.1 分別徹底による資源化の促進

施策①：分別徹底に向けた周知・啓発の強化

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】分別徹底に向けた周知・啓発の強化									
目的	分別状況の確認を徹底し、結果を周知することにより、市民・事業者のごみの分別に対する意識の向上及び分別徹底を図り、資源化への取り組みを促進する。									
各主体の役割	行政	① 可燃ごみへの資源化可能なプラスチック類や紙等の混入割合を公表する。 ② 分別に関して、廃棄物減量等推進員や広報、エコー、ごみ分別アプリ、LINE 等、時代に即した様々な手段を用いて周知する。 ③ 定期的に収集業者との業務連絡会を開催し、情報交換を進めながら分別状況の改善を図る。必要に応じてチラシ等の作成を行い、収集業者を通じて、マナーを守っていない家庭に対してポスティングを行う等の対応を行う。 ④ 市内幼稚園・保育園への出前授業を通じて、環境学習の観点から子どもたちへの意識啓発も継続・強化していく。 ⑤ 集合住宅や外国人住民等、不適正排出が発生しやすいターゲット層に対し、重点的に分別指導を行う。								
	市民	・ 自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、質の高い分別を実施する。								
	事業者	・ 自らのごみの分別状況を確認し、分別に対する意識を向上させ、質の高い分別を徹底する。								
指標	・ 可燃ごみ中の資源化可能品目の混入率 ・ 出前授業開催数									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①混入割合の公表	(継続)									
②分別徹底の周知	(継続)									
③業務連絡会の開催、分別改善に向けた指導	(継続)									
④シール貼付による指導	(継続)									
⑤ターゲット別の重点指導	検討			指導						
他事例	(次頁参照)									

【他事例】※更なる分別徹底に向けた施策案（ターゲット別）

分別ルールの徹底や集積所マナーの向上に向けては、全市一律の広報紙配布やホームページ掲載にとどまらず、不適正排出が発生しやすい特定のターゲット層（集合住宅、転入者、外国人住民、多量排出事業者）や現場に対し、直接的に対策を講じることが効果的である。以下に、他自治体での先進事例をターゲット別に示す。

ターゲット区分	自治体名	具体的な施策
集合住宅・単身世帯	八王子市	清掃指導員が転入世帯の多い集合住宅を直接訪問し、集積所での排出指導や現地での啓発を実施した。
	掛川市	不正排出が発生したアパート等の管理会社・不動産会社・オーナーへ市が直接個別指導を実施した。
	鎌倉市	燃やすごみの内容物調査を実施し、不適正排出世帯へ直接訪問指導（啓発訪問）を実施。全域戸別収集を導入した。
	小金井市	分別不徹底世帯へ清掃指導員が「戸別訪問指導」を実施した。
転入者・学生	小金井市	不動産会社と連携して入居時等にアプリやカレンダーのチラシを配布した。
	掛川市	役所の転入受付窓口において、ごみ分別マニュアルとカレンダーを職員が直接手渡しして対面説明を行った。
	藤沢市	窓口での転入手続き時に、職員が「区域別収集日程カレンダー」をその場で直接手渡し・声掛けを行った。
	つくば市	大学宿舍への配布や学生エリアの不動産管理会社と連携し、入居時にカレンダー手渡し・アプリ登録を徹底した。
	多摩市	対面でのごみ分別レクチャーを受講しなければ転入手続きが完了しない制度の導入を検討した。
外国人住民	松戸市	外国人向け日本語学校等へ直接出向いて説明会を開催した。多言語版カレンダー・ガイド・看板を作成配布した。
	朝霞市	外国人住民が利用し、分別状況が悪い集積所に、5カ国語（英・中・韓・ポルトガル・ベトナム）で書かれたごみ集積所用分別看板を設置・配布し、適正排出の促進を設置した。
	藤沢市	7カ国語対応カレンダーの配置に加え、英語・中国語等による「ごみ出し動画」を作成・配信した。
事業者・収集業者	八王子市	各清掃工場での事業系ごみ搬入物検査体制を整備し、不適正事業者へ訪問指導を行った。可燃ごみ名称変更を検討した（ナッジ）。
	掛川市	処理施設（環境資源ギャラリー）で事業系ごみの「展開検査（抜き打ち）」を実施し改善報告書提出を要求した。
	つくば市	処理施設での搬入検査により不適合物の受入を拒否し、収集運搬業者へも指導を連動・徹底した。
集積所	朝霞市	不適切ごみ袋へ「警告シール」を貼付して残し、パトロール隊が集積所で直接排出指導を実施した。

4.2.2 生ごみの減量・資源としての活用の促進

施策②：家庭内における生ごみの減量・資源化の促進

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】家庭内における生ごみの減量・資源化の促進	
目的	家庭内における生ごみを循環等させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指す。	
各主体の役割	行政	・ダンボールコンポスト等、生ごみ処理器購入補助制度を継続する。 ・生ごみ循環を実施する家庭へのインセンティブ付与を検討する。 ・生ごみリサイクルステッカーの配布及び、配布状況の確認を実施する。 ・生ごみ堆肥化講習会（菌ちゃん野菜づくり等を含む）を開催する。 ・料理教室（食材の使いきりレシピ、食育等・住宅環境に即した家庭内生ごみ処理の実施）を開催する。 ・コンポストについてはダンボールコンポスト以外にもバック型のLFCコンポストや家で堆肥を利用しない方向けのコンポストもあるため、ニーズに合わせた生ごみの減量を検討する。
	市民	・住宅環境に即した家庭内生ごみ処理を実施する（庭や畑などに埋める、ダンボールコンポスト等の利用など）。
指標・実績	指標：生ごみの減量・リサイクルを推進し、可燃ごみ量約 600 t の減量 実績：2,842t 減量（24,214 t /年、R7 実績） 達成状況：○（達成）	
進捗状況	・ダンボールコンポスト講習会や補助、せせらぎ農園での堆肥化、石田環境プラザでの常設フードドライブ推進などを実施した。	
課題・評価	・ダンボールコンポストの補助は拡大も、ステッカー配布やサポーター登録（目標 50 名に対し 19 名）は伸び悩んでおり、役割の見直しが必要である。 ・マンション等の集合住宅での悪臭・虫対策や場所の課題に対応するため、使いやすい機器の講習・相談体制を充実する。 ・次期プランでは生ごみ減量効果を直接反映できる指標への変更を検討する。	
協議会等の意見・対応	・生ごみの処理は「可燃ごみとして廃棄」が 93.6%を占め、ダンボールコンポスト等は「虫・悪臭」「設置場所」「手間」が懸念となり利用が進んでいない（集合住宅での制限も課題）（アンケート調査）。 ・生ごみ処理機（電動等）への補助金・助成を望む声が多い（アンケート調査）。 ・共働き世帯の増加、飲食デリバリーの発展に伴い家庭での調理機会が減少。生ごみ発生量は減少しているのでは。生ごみの量を測れる指標の設定が必要である（第3回協議会）。 ・食べ残しに対する意識啓発の強化が必要である（第3回協議会）。 ・生ごみ堆肥化容器の全世帯への普及は非現実的である（第3回協議会）。	

4.3.2 生ごみの減量・資源としての活用の促進

施策②：家庭内における生ごみの減量・資源化の促進

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】家庭内における生ごみの減量・資源化の促進										
目的	家庭内における生ごみを循環等させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量の削減を目指す。										
各主体の役割	行政	① ダンボールコンポスト等、生ごみ処理器の普及に向けた啓発を実施する。 ② ダンボールコンポスト等、生ごみ処理器購入補助制度を継続する。更なる普及に向けて、予算拡充を検討する。 ③ 配布したダンボールコンポスト等に対し、アンケート調査や、講習会、対面展示、アドバイスの強化・充実といったフォローアップ施策を検討し、実施する。 ④ 生ごみ堆肥化講習会（菌ちゃん野菜づくり等を含む）を開催する。 ⑤ 料理教室（食材の使いきりレシピ、食育等・住宅環境に即した家庭内生ごみ処理の実施）を開催する。 ⑥ コンポストについてはダンボールコンポスト以外にもバック型のLFCコンポストや家で堆肥を利用しない方向けのコンポストもあるため、ニーズに合わせた生ごみの減量方法を検討する。 ⇒①～⑥：食品ロス削減推進計画 「5.2.2 施策③：生ごみ処理器等の促進」（P.6 参照） 期限切れによる手付かず食品（直接廃棄）の発生抑制に向けた啓発を実施する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.2.1 施策②：期限切れによる手付かず食品（直接廃棄）の発生抑制」（P.5 参照） ⑦ フードドライブの実施を促進し、未利用食品を有効活用する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.2.1 施策④：フードドライブを通じた未利用食品の有効活用」（P.7 参照）									
		市民	・住環境に合わせた家庭内生ごみ処理を実施し、継続する。 ・生ごみ堆肥化講習会へ参加する。 ・料理教室へ参加する。 ・市が実施するフォローアップへ協力する。								
		事業者	・家庭から出る生ごみを減らすだけでなく、家庭で分別・資源化しやすくする仕組みを商品・サービスとして提供し、地域の資源循環につなげる。								
		指標	・ダンボールコンポスト等の補助件数 ・ダンボールコンポストのフォローアップ件数 ・生ごみ堆肥化講習会の開催回数 ・料理教室の開催回数								
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①生ごみ処理器の普及に向けた啓発	（継続）										
②補助制度の継続、予算拡充	（継続）			予算 拡充	（継続）						

③フォローアップの実施	実施方法検討	実施 開始	(継続)
④生ごみ堆肥化講習会の開催	(継続)		
⑤料理教室の開催	(継続)		
⑥生ごみ減量方法の検討	(継続)		

他事例	・生ごみ堆肥化容器の配布や家庭生ごみ資源化（堆肥化）事業への移行促進等、購入費補助を継続しながら普及させた。「生ごみ堆肥化容器及び発酵堆肥化促進資材配布制度」を実施し、生ごみの自己処理を始める市民に対して必要な資材（発酵促進剤など）をセットで提供して初期導入をサポートした。また、購入したものの「虫の発生や臭い、使い方がわからず失敗してやめてしまう」という市民の課題を受け、機器購入後のアンケート調査や、市民への生ごみ処理機器講習会、対面展示、アドバイス制度の強化・充実といったフォローアップ施策も推進中である（小金井市）。 ・環境教育と親世代への参加促進を目的に、市内の小学校でダンボールコンポストを活用した授業等を実施した。市民からの様々な生ごみ資源化手法に関する相談に応じられるよう、リーダー育成と相談体制を強化した（八王子市）。 ・従来のコンポストに加えて、土の中のバクテリアで生ごみを分解・消滅させる家庭用生ごみ処理器「キエーロ」に対し購入を助成した（藤沢市）。 ・市民活動団体と連携してベランダ等でも使いやすいミニキエーロ等を普及させた（掛川市）。 ・生ごみ処理機・容器の助成金利用者を対象に継続利用状況の追跡調査を行い、ライフスタイルに合わせた処理方法の紹介や課題把握を実施した（鎌倉市）。 ・大規模集合住宅等を新設する際、大型生ごみ処理機やディスポーザー排水処理設備の設置を義務づける制度を継続した（鎌倉市）。 ・生ごみ処理機購入助成に加え、生ごみリサイクルリーダーの派遣・講習会、市民団体への活動助成、堆肥化した生ごみを市内農園へ提供して農作物を育てる「共助型フードサイクル」を推進した（川崎市）。
-----	--

施策③：地域内での生ごみ循環の促進

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】地域内での生ごみ循環の促進	
目的	地域内における生ごみを循環させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量を削減する。	
各主体の役割	行政	・生ごみリサイクルサポーターの役割、位置づけ等を整理し、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討する ・コミュニティガーデンは、日野市クリーンセンター、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設、河川防災ステーションを「ごみ減量推進ゾーン」として位置づけ、生ごみたい肥化事業の拠点を設置し、全市での取り組みの中核的な役割を担うとともに、環境学習や地域コミュニティの創出等、様々な役割を担う場として活用する。 ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事例等を研究し、検討する。 ・廃棄物減量等推進員の講習会にてダンボールコンポストの周知等を展開する。
	市民	・生ごみリサイクルサポーターへ積極的に参加する。 ・コミュニティガーデンの維持・拡大の促進、および啓発の場として活用する。
	事業者	(対象なし)
指標・実績	指標：令和8年度の生ごみリサイクルサポーター50名以上の登録達成 実績：19名(R7) 達成状況：×(達成困難な見込み)	
進捗状況	・生ごみリサイクルサポーターによるダンボールコンポスト講習会等、生ごみ処理器の普及活動によって生ごみの減量に取り組中である。 ・既存のコミュニティガーデンについて、移転先の検討を進めていたが、実現困難な見通しである。 ・新たな生ごみの分別収集・資源化に向けて先進市の事業を情報収集中である。	
課題・評価	・生ごみリサイクルサポーターの登録者数は増加していないが、生ごみ処理器の補助事業の利用者は増加した。 ・生ごみリサイクルサポーターの役割を見直し、生ごみリサイクルサポーターの活動実績等、実際の取り組み状況を評価できる指標への変更を検討し、地域内での生ごみの循環に有効な施策を推進していくことが必要である。	
協議会等の意見・対応	・堆肥化施設を整備し、分別収集した生ごみを堆肥化する事業の是非の検討が必要である(第3回協議会)。	

施策③：地域内での生ごみ循環の促進

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】地域内での生ごみ循環の促進									
目的	地域内における生ごみを循環させることによって、生ごみの減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量を削減する。									
各主体の役割	行政	・生ごみリサイクルサポーターの役割、位置づけ等を整理するとともに、広く市民に浸透するような仕組みづくりを検討する。 ・生ごみの分別収集・資源化のモデル事業の実施に向けて、先進市の事例等を研究し、事業内容を検討する。								
	市民	・生ごみリサイクルサポーターへ積極的に参加する。 ・モデル事業を実施した場合には、参加する。								
	事業者	・生ごみを出さない・処理するだけでなく、地域の中で生ごみを資源として循環させる仕組みの担い手・調整役になる。								
指標	・（事業実施の際は）生ごみ発生量・食品ロス削減量・生ごみ資源化量・地域内での堆肥等の利用量等が指標として考えられる。									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①生ごみリサイクルサポーターの登録推進	（継続）									
②モデル事業実施に向けたシステム検討	情報収集			事業実施						

他事例	・令和7年度から「生ごみ資源化（堆肥化）モデル事業」として、2施設に回収拠点を設け、81世帯の協力のもと週1回の試験的な戸別回収を開始した（小金井市）。 ・市民が個人登録して利用できる「拠点回収」や、10世帯以上の家庭グループを対象とした「生ごみのグループ拠点回収」を実施した。回収した生ごみは、小学校等の給食残渣や市の剪定枝などとたい肥化し、希望する市民にたい肥を無料配布（還元）した（国分寺市）。 ・一部世帯（登録制）を対象に「生ごみ資源化モデル事業」を実施し、分別収集・民間施設で堆肥化して市内農家に還元した（八王子市）。 ・市立小学校や保育園の給食残さを登録再生利用事業者に委託して堆肥化・資源化した（鎌倉市）。 ・可燃ごみの約40%を占める生ごみについて、既存民間施設への処理委託（メタンガス化等）を主とした分別収集実証を推進した（掛川市）。 ・小学校給食残さの飼料化リサイクルを推進するほか、市民・事業者・農家が連携した共助型フードサイクルを展開した（川崎市）。
-----	--

施策④：事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進	
目的	事業系生ごみ（食品ロスや食品残渣）を削減することによって、ごみ減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量を削減する。	
各主体の役割	行政	・事業者と市が相互に提案しながら新たな事業を推進し、優良な取り組みをPRすることで、新たな事業者の参加を拡大する。 ・生ごみの持ち込みの多い事業者に対して、個々に「登録再生利用事業者」を紹介し、その利用を促進する。 ・一般廃棄物収集運搬許可業者等に食品リサイクル資源化施設を紹介し、排出を促進する。
	市民	(対象なし)
	事業者	・事業者向けの説明会に積極的に参加し、生ごみの処理方式を検討する。 ・事業系食品廃棄物の再資源化を検討する。
指標・実績	指標：事業者等との協働による事業系食品廃棄物減量・リサイクルを推進 実績：手前どり POP 事業を継続して実施（R7） 達成状況：○	
進捗状況	・学校給食については残渣を民間の資源化施設に搬入し、バイオガス化やたい肥化を実施した。 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律対象事業者（年間100tを超える食品廃棄物が発生する事業者）は食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量等の取り組みを実施した。 ・セブン-イレブンで消費期限の近づいた商品にポイントが付くシールを貼るエシカルプロジェクトや手前どり POP の設置等により食品ロスの削減の取り組みを開始した。（手前どり POP は市から依頼して設置） ・飲食店でも食品ロスが出ないような仕入れの実践を推進した。	
課題・評価	・食品ロス削減推進計画の策定を通じて、施策については協議会等で検討した。 ・事業者と連携しながら、事業系生ごみの減量及び資源化を推進した。	
協議会等の意見・対応	—	

施策④：事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進

第4次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】事業系食品廃棄物減量・リサイクルに向けた取り組みの推進	
目的	事業系生ごみ（食品残渣）を削減することによって、ごみ減量及び資源化を促進し、可燃ごみ量を削減する。	
各主体の役割	行政	① 事業者と市が相互に提案しながら新たな事業を推進し、優良な取り組みをPRすることで、新たな事業者の参加を拡大する。 ② 生ごみの持ち込みの多い事業者に対して、個々に「登録再生利用事業者」を紹介し、その利用を促進する。 ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者等に食品リサイクル資源化施設を紹介し、排出を促進する。 ④ 引き続き学校給食等における食品ロス削減・規格外野菜活用・資源化を推進する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策⑤：学校給食等における食品ロス削減・規格外野菜活用・資源化の推進」（P.12 参照） ⑤ 事業所から排出される食品残渣量を把握し、業種別に効果的な減量施策を検討する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策①：事業系食品ロスの実態把握」（P.8 参照） ⑥ 「30・10 運動」の周知と実践を推進する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策②：「30・10（さんまる・いちまる）運動」および食べきりの推進」（P.9 参照） ⑦ 飲食店等におけるハーフサイズ・小盛りメニュー設定や、自己責任での持ち帰り（ドギーバッグ／モッテコ）の導入を支援・啓発する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策③：「小盛り・少量メニューの設定や持ち帰り（モッテコ等）の導入検討」（P.10 参照） ⑧ 自治体主導型フードシェアリングサービスを導入し、デジタル技術を活用して効率的に事業系食品ロスを削減する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策④：「食品ロス削減フードシェアリングサービスの導入検討」（P.11 参照） ⑨ 大規模建築物（3,000 m²以上）の事業者に対し、再利用計画書への食品ロス削減目標目標の設定を指導し、実施状況について点検を行う。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策⑥：関係法令・条例等に基づく事業者への指導・周知」（P.13 参照） ⑩ 食品ロス削減に取り組む事業者を優良事業者として評価・認定・周知する制度を導入する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策⑦：「食品ロス削減に取り組む優良事業者の評価・表彰制度等の検討」（P.14 参照） ⑪ 市独自環境マネジメントシステム（「ひのエコ」）に基づき、市庁舎や公的施設食堂等での食品廃棄ゼロを目指す。

		⇒食品ロス削減推進計画 「5.3.1 施策⑧：「市庁舎・公的施設における食品廃棄ゼロの推進」(P.15 参照)」									
	市民	・「食品を無駄にしない」「適切に分別する」「環境に配慮した消費をする」ことで、事業者の取り組みを支え、食品廃棄物の減量・リサイクルを地域全体で進める役割を担う。									
	事業者	・事業者向けの説明会に積極的に参加し、生ごみの減量、資源化を行う。 ・事業系食品廃棄物の再資源化を検討する。									
指標		・事業系食品廃棄物排出量 (t／年) ・食品ロス削減に取り組む事業者数 など									
施策の実施スケジュール		R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①事業者取組の広報		(継続)									
②登録再生利用事業者の紹介		情報収集				情報提供					
③食品リサイクル資源化施設の紹介		情報収集				情報提供					
④学校給食残渣の資源化		(継続)									
⑤事業所から排出される食品残渣量の把握・施策検討						調査 実施		施策検討・実施			

第3次ごみゼロプラン 記載なし

新規

4.3.3 雑紙の減量・リサイクル（新規）

施策⑤：雑紙の減量・リサイクルの推進（新規）

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【新規】雑紙の減量・リサイクルの推進									
目的	可燃ごみの中に多く混入している「雑紙（雑誌・雑紙類）」の排出抑制および分別徹底・資源化を図ることで、可燃ごみ量のさらなる削減と総資源化率の向上を図る。									
各主体の役割	行政	① 雑紙混入率の実態（組成分析調査結果）や分別の判断基準、出し方の周知・普及啓発を強化する（新規）。 ② 集団回収・民間回収への移行および協力体制を強化する（新規）。								
	市民	・紙類の分別排出を徹底する。								
	事業者	・「紙を使わない・減らす」→「分別する」→「資源として回収する」→「再生品を使う」という循環を事業活動の中に組み込む。								
進捗状況	・資源 10 品目の 1 つとして分別回収を実施した。									
課題・評価	・新聞（行政回収量半減）や雑誌・雑紙類の排出量はデジタル化に伴い大きく減少した。 ・可燃ごみに混入している資源化可能な雑紙の排出抑制・分別徹底が必要である。 ・可燃ごみ中に紙類が約 25% 占めるが、その大半は「その他（使い捨て紙類等）」で資源化不可である。									
協議会等の意見・対応	・雑紙を可燃ごみに出す主な理由は「個人情報の懸念（64.6%）」や「少量であるため（33.9%）」である。分別の認知不足ではなく、情報漏洩への不安解消や出しやすさの工夫が必要である。（アンケート調査）									
指標・実績	・可燃ごみ中の資源化可能な紙類の混入率									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①分別の周知徹底	（継続）									
②民間回収への移行・強化	情報収集・検討			実施						
他事例	・ H22 より「ミックスペーパー」という分別区分を設け、汚れた紙等を除くほぼ全ての紙類（窓付き封筒やホッチキス針付き書類も可）を紙袋や紙ひもで排出させて可燃ごみからの徹底引き抜きを推進した。依然として普通ごみ（可燃ごみ）への混入が多いため、広報内容の変更やナッジ（行動科学）を活用した啓発、廃棄物減量指導員と連携した排出ルールの徹底を実施した（川崎市）。 ・ 清掃工場や市事務所等に「紙資源持ち込み場所（ストックヤード等）」を設置し、少量排出事業者や市民から無料で古紙・雑紙を回収した（八王子市）。 ・ 「雑がみ回収袋」を市民に配布し、市ホームページで作成方法や配布場所を案内した（つくば市）。 ・ 新聞紙を利用した「雑がみ分別袋」を無料配布し、市ホームページで作成図や作成動画を配信した（藤沢市）。 ・ 雑誌・雑がみについて、ひも結束のほか、「紙袋または透明袋」でも排出可能として出しやすさを確保した（朝霞市）。									

4.2.3 プラスチック類の減量・リサイクル

施策⑤：プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【新規】プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルのための働きかけ	
目的	プラスチック類の資源化による環境負荷の低減を図り、排出量の削減に対する国等への働きかけや分別の徹底を実施する。	
各主体の役割	行政	・プラスチック類は、できるだけ汚れを取り除いて資源物として分別排出するよう呼びかける。 ・今後のプラスチック類ごみ排出量の動向を見ながら、更なる削減を推進する。 ・4.1.1.①の「施策①：容器包装お返し大作戦・販売店回収の強化」を推進し、協力店舗を拡大し、拡大生産者責任のもと、更なる削減を推進する。 ・事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携を検討する。 ・公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討する。 ・公共施設にウォータースタンドの設置を進め、マイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用を抑制する。 ・国へ拡大生産者責任の徹底を強く要望する。
	市民	・プラスチック類の分別を徹底する。 ・代替品（電子レンジ用フタ等）を活用する。
	事業者	・産業廃棄物としての適正分別・処理、資源化を促進する。 ・減容化しやすい容器の使用等、排出段階でのプラスチック利用量の削減（環境配慮設計）を検討する。
指標・実績	指標：令和8年度のプラスチック類回収量、2,800 t/年以下の達成及び、回収量における資源化量 100%実現の推進 実績：回収量 2,755 t/年（R7、○達成）／資源化率 86.3%（R6） 達成状況：回収量：○（達成見込み） / 資源化率：検証継続	
進捗状況	・令和2年4月より、プラスチック類資源化施設を稼働し、プラスチック資源化を推進した。 ・プラスチックスマート宣言を行い、ウォータースタンド設置等マイボトル活用を推進した。	
課題・評価	・プラスチック類ごみの分別回収を開始し、回収量は達成する見込みである。 ・「回収量における資源化量を 100%に近づける（混入物ゼロへ）」達成に向け、組成分析や広報啓発を推進する。	
協議会等の意見・対応	・プラごみの対象や汚れ具合の判断基準が不明瞭である（約 44%が悩む）。不燃ごみ中への製品プラ混入（16.5%）も課題である。分かりやすい明確な基準提示が必要である（第3回協議会意見）。	

4.3.4 プラスチック類の減量・リサイクル

施策⑥：プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルの推進

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】プラスチック類の減量及び分別回収・リサイクルの推進									
目的	「容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収・リサイクル」を継続し、適正分別を定着させる。									
各主体の役割	行政	① プラスチック類は、できるだけ汚れを取り除いて「プラスチック類ごみ」として分別排出するよう啓発を行う。 ② 洗浄負担感・疑問に答える明確な判断基準を発信するとともに、不燃ごみに混入している製品プラの分別徹底を推進する。 ③ 4.2.1 施策②を通じて、プラスチック類ごみの民間回収を推進し、協力店舗を拡大する。 ④ 事業者の進めるプラスチック類の削減事業を注視しながら、事業者との連携を検討する（マテリアルリサイクルの検討を含む）。 ⑤ 公共施設におけるペットボトル自販機の抑制を検討するとともに、ウォータースタンドの設置を進めることで、マイボトルの活用を推進し、ワンウェイプラスチックの使用を抑制する。 ⑥ 国へ拡大生産者責任の徹底を強く要望していく。								
	市民	・マイバッグ・マイ容器の使用を徹底する。 ・プラスチック類の分別を徹底する。 ・プラスチック減量のための代替品（電子レンジ用フタ等）を活用する。								
	事業者	・プラスチック類は産業廃棄物として適正に分別・処理し、資源化を促進する。 ・拡大生産者責任に基づき、減容化しやすい容器の使用等、排出段階でのプラスチック利用量の削減を検討する。（環境配慮設計に努める。）								
指標	・可燃ごみ中の資源化可能なプラスチック類の混入率									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①分別排出の啓発	（継続）									
②判断基準の発信	（継続）									
③民間回収の推進	（継続）									
④事業者連携の検討	情報収集・検討					事業化				
⑤自販機抑制及びウォータースタンドの設置	（継続）									
⑥拡大生産者責任の徹底要望	（継続）									

他事例	・令和6年度から資源プラスチック（容器包装と製品プラスチック）の一括収集を開始した。その際、市民に分別を意識してもらうために、「1人が1週間にプラスチック製ハンガー2個（80g）を資源として排出すれば、1人1日あたり11.4gのごみを削減できる」といった、具体的かつ身近な数値を広報等で提示し、分別の徹底を促進した（国分寺市）。 ・「燃やさないごみ」と「プラスチックごみ」の指定収集袋を同一（共通）のものにすることで、袋の種類が増えることによる市民の経済的負担を軽減し、分別の定着化を図っている。市民の理解を得ながら高い資源化率を達成した（小金井市）。 ・原材料への再製品化を目指す「製品プラスチックのマテリアルリサイクル」の導入可能性を調査・検討した（朝霞市）。
-----	--

4.2.4 剪定枝の減量（可燃ごみ）・リサイクル

施策⑥：剪定枝の減量・リサイクルの推進

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【新規】剪定枝の減量・リサイクルの推進	
目的	現在大半が可燃ごみとして処理されている一般家庭から排出される剪定枝や公園・街路等の公共施設から排出される剪定枝等を資源化し、可燃ごみの減量に取り組む。	
各主体の役割	行政	・クリーンセンターでの剪定枝無料受け取りの利用者が拡大しているため、受け入れが続けられるように対応していく。 ・新たな剪定枝等の資源化の拡大については費用面の課題があるため、引き続き可能な方法を検討していく。
	市民	・資源化に向けた剪定枝等の排出方法に協力をする。
	事業者	（対象なし）
指標・実績	指標：令和8年度までに一般家庭から可燃ごみとして排出されている剪定枝の資源化を進め可燃ごみ量を削減する 1,800 t /年以上を達成 実績：35.0 t /年（R7 実績、一般家庭排出分のみ） 達成状況：×（達成困難な見込み）	
進捗状況	・不法投棄問題により拠点収集事業を廃止した。 ・クリーンセンターでの無料受け取り（月1回）を開始し順調に拡大した。	
課題・評価	・毎年一定量の資源化は行っているが目標達成は困難である。 ・剪定枝の資源化をさらに推進するための費用対効果の高い新たな施策を検討する。	
協議会等の意見・対応	市全域での剪定枝等の発生量が不明なため対策が検討できない。発生量の正確な把握が必要である（第3回協議会意見）。	

4.3.5 剪定枝の減量（可燃ごみ）・リサイクル

施策⑦：剪定枝の減量・リサイクルの推進

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】剪定枝の減量・リサイクルの推進										
目的	剪定枝の発生量を把握しつつ、無料受入の継続と費用対効果の取れた資源化ルート の検討を進める。										
各主体の役割	行政	① クリーンセンター無料受け取り事業を継続し、 利用促進に向け周知を図る。 ② 剪定枝の発生量を把握し、 費用対効果を踏まえた資源化手法を 検討する。									
	市民	・剪定枝の排出ルールを遵守する。 ・資源化推進へ協力する。									
	事業者	・「 剪定枝を廃棄物として処理する 」のではなく、発生を抑え、分別 し、 地域や事業活動の中で資源として循環させる。									
指標	可燃ごみ中の剪定枝の混入率										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①受け取り事業の継続・周知	(継続)										
②発生量把握・資源化手法検 討					調 査 実 施	資源化手法検討					

4.2.5 リサイクル品目の拡大・拡充

施策⑦：リサイクル品目拡大・拡充の検討

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【新規】リサイクル品目拡大・拡充の検討	
目的	リサイクル品目の拡大及び拡充については、費用対効果を踏まえつつ推進することで、ごみの埋立量ゼロを目指す。	
各主体の役割	行政	・引き続きごみの埋め立て量ゼロを維持する。 ・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を継続する。 ・紙おむつのリサイクルは東京都の検討状況を見守りながら、病院や介護施設等から排出される使用済み紙おむつのリサイクルの民間委託を検討する。 ・新たな回収品目の拡大は費用対効果を確認しながら検討する。 ・当面はリサイクル前のリユースに力を入れることで廃棄物の発生を抑制する。
指標・実績	指標：リサイクル品目について、1品目以上の拡大・拡充を実施 実績：衣装ケースをリサイクル品目に追加（R7～） 達成状況：△（一部達成）	
進捗状況	・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの拠点回収を実施中である。 ・令和7年度から衣装ケースをリサイクル品目に追加した。	
課題・評価	・更なる回収品目の拡大については、最新技術の動向や分別排出に対する市民の負担等を踏まえた検討が必要である。	
協議会等の意見・対応	陶磁器・ガラス類、廃食油等の回収品目追加要望が強い。既存の品目追加（衣装ケース等）も周知が不足している（第3回協議会資料より）。	

4.3.6 リサイクル品目の拡大・拡充

施策⑧：リサイクル品目拡大・拡充の検討

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【新規】リサイクル品目拡大・拡充の検討										
目的	費用対効果を踏まえつつリサイクル品目の拡大及び拡充を推進することで、ごみの埋立量ゼロを目指す。										
各主体の役割	行政	以下のリサイクル品目の拡大・拡充に向けて検討を進める ① 家庭用廃食用油の拠点回収を検討・実施する（新規）。 ② 紙おむつリサイクルの導入可能性を検討する（新規）。 ③ 陶磁器・ガラスの拠点回収を検討・実施する（新規）。									
	市民	・新回収品目の分別排出を協力する。									
	事業者	・環境配慮設計、自主回収、再商品化、費用負担、再生材利用等を行う。									
指標	・リサイクル品目の拡充品目数										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①廃食用油の拠点回収	システム検討					拠点回収開始					
②紙おむつリサイクルの導入可能性	技術動向・情報収集					（実証試験の実施）					
③陶磁器・ガラスの拠点回収	システム検討					拠点回収開始					

他事例	
廃食用油の回収・資源化	・ 公共施設等での定期・臨時拠点回収を実施（国分寺市、藤沢市） ・ 月1回の集積所（コンテナ）回収を実施（掛川市） ・ 市役所、交流センター、商業施設等を拠点に回収。廃食用油からBDF（バイオディーゼル燃料）を精製し、ごみ回収車や市の作業車両の燃料、地域冷暖房施設のボイラー燃料として有効活用（つくば市） ・ H25より収集・拠点回収等を実施（川崎市）
紙おむつの回収・資源化	・ 東京都の公募事業「使用済み紙おむつのリサイクル推進に向けた実証事業」等として、大手企業と連携した実証実験を実施（町田市・八王子市、東大和市）※いずれの自治体も施策化・本格実施には至っていない ・ 複数自治体（小金井・国分寺・日野等）による共同処理も視野に、新規資源化ルートの調査・研究を推進（小金井市） ・ 「おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」を設置し、RPF（固形燃料）化方式を軸にモデル実証実験や広域連携での資源化スキームを検討中（掛川市） ・ 民間事業者（サムズ等）と連携し、使用済み紙おむつからパルプ・プラスチック回収と熱回収（RPF）を実施中（松戸市） ・ 民間事業者と連携して使用済み紙おむつの資源化に係る実証実験を実施。保育園及び病院で回収した使用済み紙おむつの分離処理の部分を栗田工業株式会社が担い、その後の分離処理物の確認から製品化検証までをTOPPAN株式会社が担当（期間：R6.1～R6.3）→本実証実験の結果から、使用済み紙おむつの分離処理手法や製品化の可能性は、ある程度明確になったが、市内全体でみた場合の収集運搬体制の構築や資源化施設の整備（必要設備の実装を含めて）など、事業としての経済的 pursuit などがまだ未成熟との結論（鎌倉市）※施策化・本格実施には至っていない ・ 学術調査・研究を推進（川崎市）
ガラス・陶磁器類の拠点回収	・ 公民館や地域センターなどを拠点として陶磁器を回収し、「環境まつり」や「もったいない食器市」で市民へリユース提供する仕組みを構築（国分寺市） ・ 一部地域で集積所回収（コンテナ収集）品目として「家庭食器類」等を分別収集して手選別・資源化（掛川市）

4.3 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供

4.3.1 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

施策①：情報紙・市報等による普及啓発・情報提供

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】情報紙・市報等による普及啓発・情報提供	
目的	市報等の情報紙の更なる工夫や、情報内容の充実等を行うことによって、ごみに関する環境問題及びごみ減量に対する意識の向上を図り、普及啓発を促進する。全市民が、適正なごみ分別ができるような啓発を行い、周知徹底を図る。	
各主体の役割	行政	・ごみ・資源分別カレンダーやエコー、ごみアプリ等の情報発信を常に改善する。
	市民	・ごみ袋使用量の見える化を活用する。 ・市報やエコーの購読、ごみアプリ・ごみ資源分別カレンダー等の有効に活用する。 ・エコーなどの改善へ積極的に参加する。
	事業者	・取扱商品に関する適切な分別方法を周知する。 ・事業者の取り組みの紹介等、市報などの作成へ協力する。
指標・実績	指標：令和8年度のごみアプリの総ダウンロード数、10,000件以上 実績：64,157件（R7実績） 達成状況：○（達成）	
進捗状況	■普及啓発 ・ごみ・資源分別カレンダーはより良い内容を改善するため、毎年見直す。見える化やプラスチックの分別についてお知らせを提供する。 ・ごみ情報誌エコーには重要な情報のみを掲載し、内容を焦点化する。詳細の情報は、市報同様、QRコードを活用する方式に改善する。 ・ごみ分別アプリの情報発信もごみに関するものを中心に重点化する。 ■情報提供 ・プラスチック類の資源化についてはきめ細やかに説明会を開催し、円滑に実施する。 ・転入者については市民窓口課での転入手続きの際に必要な情報を提供する。 ・市民活動団体やイベント情報は社会福祉協議会が運営する「Hi know!」に掲載する。 ・クリーンセンターの見学の手引きを作成し、ごみ処理や最終処分場の流れを見える化し、ごみ減量を意識づける。	
課題・評価	・アプリ等の利便性向上や適宜の更新を行い、継続して活用していただく仕組みを維持する。	
協議会等の意見・対応	・日野市民のごみ意識の高さを維持する広報強化が必要である。 ・アプリ等の内容更新（アップデート）や、減量効果・成果・経済負担軽減の可視化が重要である（第3回協議会）。 ・リサイクルの実態（どのように再資源化されているか）が市民に見えにくいため、可視化と環境教育の強化が必要である（第3回協議会意見）。	

4.1 ごみ減量の意識向上に向けた普及啓発・情報提供

4.1.1 市民・事業者のごみ減量意識の向上・環境学習の充実

施策①：情報紙・市報等による普及啓発・情報提供

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】情報紙・市報等による普及啓発・情報提供									
目的	市報等の情報紙の更なる工夫や、情報内容の充実等を行うことによって、ごみに関する環境問題及びごみ減量に対する意識の向上を図り、普及啓発を促進する。全市民が、適正なごみ分別ができるような啓発を行い、周知徹底を図る。									
各主体の役割	行政	① ごみ・資源分別カレンダーを 毎年度内容の見直しを行い、発行・配布する。 ② ごみ情報誌エコーにより ごみの減量等に関して情報発信を行う。 ③ ごみ分別アプリの タイムリーな情報更新及び内容の充実を図る。 ④ 転入者に対して、転入手続きの際に必要な情報を提供するなど、情報伝達の徹底を図る。 ⑤ クリーンセンターの見学の手引きを適宜更新し、ごみ処理や最終処分場の流れを見える化とごみ減量の意識づけを図る。 ⑥ 食品ロス削減に関する効果的な情報発信と啓発を行う。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.1.1 施策①：食品ロス削減に係る情報発信・啓発」 (P.3 参照)								
	市民	・市報やエコーの購読、ごみアプリ・ごみ資源分別カレンダー等を有効に活用する。								
	事業者	・ ごみを適切に分別する。 ・事業者の取り組みの紹介等、市報などの作成へ協力する。								
指標	・ ごみ・資源分別カレンダーの発行・配布 ・ ごみ情報誌エコー発信回数 ・ ごみアプリ等の更新回数									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①分別カレンダーの見直し	(継続)									
②ごみ情報誌エコーでの発信	(継続)									
③アプリ更新	(継続)									
④転入者への情報提供	(継続)									
⑤クリーンセンター見学の 手引きの更新・処理の見える化	(継続)									

施策②：ごみ学習推進プログラム

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】ごみ学習推進プログラム	
目的	ごみ減量に関する事項や地球環境問題に対する環境学習を推進し、ごみ減量意識の向上を図る。	
各主体の役割	行政	・ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ処理のプラン策定時を周知し、ごみ減量への意識づけを行う。（一般の見学、学校行事） ・子どもたちや保護者への環境学習教育を充実させる。（ごみ処理の実態、減量方法、ごみの発生による地球環境問題等） ・市及び市民との協働による人材育成を行う。 ・リサイクルプラザの検討に際しては環境学習の視点も含めていく。 ・新たな環境学習の創出に向けて教育機関のニーズを確認しながら進めていく。 ・リサイクル農園は保育園や幼稚園での実施を継続していく。 ・環境意識の向上・啓発については、動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法を検討していく。
	市民	・ごみ処理施設見学等へ積極的に参加する。 ・学習推進プログラムへの参加し、自らの問題としての意見の発信・行動する。
	事業者	（対象なし）
指標・実績	指標：令和8年度の環境学習を行った年間人数3,000人以上/年を達成 実績：4,210人/年（R7実績） 達成状況：○（達成）	
進捗状況	・ごみ処理施設の見学に関しては新可燃ごみ処理施設やプラスチック類資源化施設の建設工事や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、見学を中止または縮小して実施していた時期がある。 ・夏休みごみ探検隊として親子で参加できるクリーンセンター・浅川清流環境組合の合同見学会を実施した。 ・リサイクルプラザの建設の目途が立たないため、リサイクルプラザでの環境学習の検討に移れない状況である。 ・教育委員会や小学校、大学と連携し、学校が求めるごみの教育に向けて検討中である。 ・給食残渣等を利用したリサイクル農園の学校での実施は時間的な制約があるため実施困難である。保育園や幼稚園では、生ごみ残渣を園の農園にすき込み、生ごみたい肥化を実践しているところがある。	
課題・評価	・対面・非対面を交えた学習手段の展開を継続し、参加者の意識変化を把握する指標等の検討を行う。	
協議会等の意見・対応	-	

施策②：ごみ学習推進プログラム

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】ごみ学習推進プログラム										
目的	ごみ減量に関する事項や地球環境問題に対する環境学習を推進し、ごみ減量意識の向上を図る。										
各主体の役割	行政	① ごみ処理施設の見学を通じて、ごみ減量への意識づけを行う。 ② 新たな環境学習の創出に向けて、教育機関のニーズを確認しつつ推進する。 ③ 動画配信や市内事業者との連携等、時代に即した柔軟な方法で環境意識の向上・啓発を検討・実施する。 ④ クリーンセンターでの親子で参加できる夏休みごみ探検隊及び施設見学会 ⑤ 浅川清流環境組合での施設見学会									
	市民	・ごみ処理施設見学等へ積極的に参加する。 ・学習推進プログラムへの参加し、自らの問題としての意見の発信・行動する。									
	事業者	・現場の知識・技術・実践を提供し、学習を具体化する役割を担う。									
指標	・ごみ処理施設見学会参加人数（合同見学会を含む）										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①ごみ処理施設見学会での啓発	（継続）										
②新たな環境学習の推進	（継続）										
③環境意識向上啓発方法の検討	（継続）										
④合同見学会の開催	（継続）										

施策③：情報交換の活性化

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続・強化】情報交換の活性化	
目的	ごみ減量に関する情報交換の場を設置・活性化し、ごみ減量の推進を図る。	
各主体の役割	行政	・図書館にて、ごみに関する情報の期間展示を実施する（ごみ関連動画等の作成、公共施設での公開）。 ・カワセミハウス等でのごみカフェ等を検討する。 ・エコー等を通じ、家庭や事業者の優良な取り組み事例等の情報提供を継続する。 ・「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の活用については、今後も検討していく。
	市民	・意見交換の場を積極的に活用する。
	事業者	・意見交換の場を積極的に活用する。
指標・実績	指標：3者が意見交換できる場を活性化 ：ごみカフェのような市民意見交換の場を設置 実績：「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」を設置・運用 ：ごみカフェの設置は未実施 達成状況：△（一部達成）	
進捗状況	・石田環境プラザへのデジタルサイネージ設置や「ごみ減量・リサイクル等推進協議会」の設置・協議を推進する。	
課題・評価	・民間事業者との連携も視野に入れつつ、ごみに関する情報交換の場の創出を検討する。	
協議会等の意見・対応	-	

削除

第4次ごみゼロプラン	
第4次ごみゼロプランの方向性	4.5.1 施策①：資源物の民間回収の促進－⑥に移行（P.5 参照） 【理由】4.5.1 施策①「推進体制の強化」において、ごみ減量・リサイクル等推進協議会や廃棄物減量等推進員等の既存の枠組みを活用して情報交換や意見反映を図る。また、新たな拠点を開設するのではなく、既存拠点の活用を図る。

4.4 広域連携の推進

4.4.1 3市における連携の推進

施策①：3市でのごみ減量・分別の徹底

第3次ごみゼロプラン		
施策名	【継続】3市でのごみ減量・分別の徹底	
目的	浅川清流環境組合により日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみ処理施設が設置された。地元のご理解ご協力を得ながら引き続き可燃ごみ処理施設の稼働を行う。また、可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を適切に管理する。	
各主体の役割	行政	・ごみ搬入量・ごみ質を確認する。 - ごみ搬入量を確認する。 - ごみ質を確認する（ピット内のごみ組成分析の実施）。 ・事業系持込ごみの搬入検査を行う。 - 事業系持込ごみの搬入検査を行う。 - 適正なごみ処理手数料を設定する。
進捗状況	・3市で浅川清流環境組合を設置し、新たに可燃ごみ処理施設を整備した。（令和2年度、本格稼働） ・3市において、ごみの減量及び分別の徹底するために、新たな可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を行っている。 ・新たな可燃ごみ処理施設で発生した水銀濃度超過事案への継続的な再発防止対策の一環として、3市及び浅川清流環境組合共同で「水銀製品回収キャンペーン」を実施し、各市市民に積極的に啓発を行っている。	
課題・評価	・新たな可燃ごみ処理施設の整備という目標は達成した。 ・今後は、3市共同で、市民及び事業者と連携のもと、ごみの減量及び分別の徹底を実施することで、ごみ排出量の少なさの全国上位10位以内を維持していく。	
協議会等の意見	-	

4.6 3市での協働体制の整備・推進

4.6.1 3市での協働体制の整備・推進

施策①：3市でのごみ減量・分別の徹底

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】3市でのごみ減量・分別の徹底										
目的	浅川清流環境組合が運営する日野市、国分寺市、小金井市の可燃ごみ処理施設の安定稼働を行う。また、可燃ごみ処理施設への搬入量・搬入物の確認等を適切に管理する。										
各主体の役割	行政	①ごみ搬入量・ごみ質を確認する。 - ごみ搬入量を確認する。 - ごみ質を確認する（ピット内のごみ組成分析の実施）。 ②事業系持込ごみの搬入検査を行う。 - 事業系持込ごみの搬入検査を行う。 - 適正なごみ処理手数料を設定する。 ③リチウムイオン電池、水銀等の危険物・有害物質の混入防止のための啓発を実施する。 ④3市合同での食品ロス削減を推進する。 ⇒食品ロス削減推進計画 「5.4.2 施策②：3市広域連携での食品ロス削減の推進」 (P.17 参照)									
		市民	・可燃ごみ処理施設周辺住民へ配慮し、ごみの減量、分別を徹底する。 ・リチウムイオン電池、水銀等の危険物・有害物質を適切に分別排出する。								
	事業者	・ごみの減量、分別を徹底する。 ・リチウムイオン電池、水銀等の危険物・有害物質を適切に分別排出する。									
	指標	・3市（日野市・国分寺市・小金井市）におけるごみ搬入量									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①ごみ搬入量・ごみ質の確認	(継続)										
②事業系持込ごみの搬入検査	(継続)										
③処理不適物の混入防止	(継続)										

施策②：3市における情報共有の促進

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【新規】3市における情報共有の促進
目的	・3市で取り組める課題を模索しながら、3市ごみ減量推進市民会議のあり方を含めて検討し、3市でごみ減量等に取り組む。 ・引き続き、新たな可燃ごみ処理施設の見学を実施し、環境教育を充実させる。 3市市民、行政で共有し、取り組む内容 ○新可燃ごみ処理施設整備に至る経緯と課題 ○各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方 ○新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺環境保全のあり方
進捗状況	・3市市民及び行政による情報共有の場として3市ごみ減量推進市民会議を設置し、新たな可燃ごみ処理施設の設置に向けて課題を整理してきた。 ・新可燃ごみ処理施設稼働後も、3市ごみ減量推進市民会議に加え、3市課長会及びクリーンセンター連絡協議会において、3市のごみ減量等に関する施策の検討、情報交換・発信に取り組んでいる。 ・3市の小学生や市民が新たな可燃ごみ処理施設を見学している。
課題・評価	・3市ごみ減量推進市民会議を設置する目的は達成した。 ・今後も、3市ごみ減量推進市民会議、3市課長会及びクリーンセンター連絡協議会において、3市のごみ減量等に関する施策の検討、情報交換・発信を継続して実施していく。
協議会等の意見	-

施策②：3市における情報共有の促進

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】3市における情報共有の促進										
目的	・3市で取り組める課題を模索しながら、3市ごみ減量推進市民会議等のあり方を含めて検討し、3市でごみ減量等に取り組む。 ・引き続き、新たな可燃ごみ処理施設の見学を実施し、環境教育を充実させる。 3市市民、行政で共有し、取り組む内容 ○各市におけるごみ減量・リサイクルのシステムづくり、基盤整備のあり方 ○新可燃ごみ処理施設の円滑な運用と周辺の環境保全のあり方										
各主体の役割	行政	・3市ごみ減量推進市民会議、3市課長会、クリーンセンター連絡協議会を運営する。 ・施設見学会、環境教育の場を提供する。									
	市民	・可燃ごみ処理施設周辺住民への配慮を念頭に、施設見学等へ参加する。									
	事業者	(対象なし)									
指標	・3市ごみ減量推進市民会議の開催回数										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①3市協議・情報連携	(継続)										

施策③：3市への情報発信の強化

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【新規】3市への情報発信の強化
目的	有害物質等のモニタリング体制を継続する。引き続きクリーンセンター連絡協議会等で地元地域と浅川清流環境組合との架け橋の役割を果たす。ごみ情報紙等で3市への情報発信を継続する。
進捗状況	・可燃ごみ処理施設の煙突から出る排ガスを測定した値を表示（自主規制値及び法規制値も表示）する「公害防止情報表示盤」を、可燃ごみ処理施設や新井公園、新井わかたけ公園、落川交流センターに設置しているほか、可燃ごみ処理施設の運営・維持管理を行っている浅川環境テクノロジー（株）のホームページでも確認できるモニタリング体制を整備した。 ・地元地域との意見交換について、浅川清流環境組合を含めたクリーンセンター連絡協議会で行う等、地域連携への協力を浅川清流環境組合に要請し、市民と浅川清流環境組合の架け橋の役割を果たしている。 ・浅川清流環境組合が「浅川清流環境組合ニュース」を発行し3市に情報を発信するとともに、3市それぞれのごみ情報紙を10月と3月の同時期に発行するように改め、啓発内容の同時発信ができる体制を整備した。
課題・評価	・モニタリング体制や市民と浅川清流環境組合の架け橋となる体制づくりは目標を達成した。 ・今後もモニタリング体制や架け橋の役割等を継続目標として実施していく。
協議会等の意見	-

施策③：3市への情報発信の強化

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】3市への情報発信の強化										
目的	有害物質等のモニタリング体制を継続する。引き続きクリーンセンター連絡協議会等で地元地域と浅川清流環境組合との架け橋の役割を果たす。浅川清流環境組合ニュース等の定期発行やクリーンセンター連絡協議会を通じた市民対話を維持し、ごみ情報紙等で3市への情報発信を継続する。										
各主体の役割	行政	・排ガス等のモニタリング結果の実施・公開する。 ・地元地域との意見交換会の実施、地域連携への協力を要請する。 ・浅川清流環境組合ニュース・各市ごみ情報紙を同時期に発行する（10月・3月）。									
	市民	・排ガス等のモニタリング結果を確認し、必要があれば行政に意見等を行う。 ・意見交換会への参加。 ・浅川清流環境組合ニュースやごみ情報紙を確認する。									
	事業者	（対象なし）									
指標	・意見交換会の実施回数										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①モニタリング維持・公表	（継続）										
②意見交換会の実施、地域連携	（継続）										
③組合ニュース等の発行	（継続）										

4.4.2 多摩地域における連携の推進

施策④：最終処分量の削減

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【継続・強化】最終処分量の削減
目的	最終処分量の目標をゼロとしつつ、埋立処分が発生する場合は、「東京たま広域資源循環組合」による広域的な連携のもと、適正な処分を進める。また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、ごみ処理の相互支援を推進する。
進捗状況	・二ツ塚最終処分場へ焼却灰を搬入・エコセメント化を行う。 ・不燃性残渣の搬入ゼロを維持した。 ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施した。 ・廃棄物を排出する側と搬入される側の相互理解を深めるため、二ツ塚最終処分場が立地している日の出町との交流を図る『「三多摩は一つなり」交流事業』を定期的に実施した。 ・令和7年10月に東京たま広域資源循環組合が「第7次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定した。
課題・評価	・最終処分量ゼロ、不燃性残渣の搬入量ゼロの目標は達成した。今後も継続して実施していく。 ・引き続き、日の出町のご理解、ご協力を得て、二ツ塚最終処分場に焼却灰を搬入し、エコセメント化していく。 ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、多摩地域で適正なごみ処理に支障が生じた場合は、ごみ処理の相互支援を積極的に実施していく。
協議会等の意見・対応	埋立地の現状や処分場維持の重要性・環境負荷に対する啓発が必要である（アンケート意見より）。

4.4 ごみの適正処理の推進

移行

4.4.3 最終処分計画

施策④：最終処分量の削減

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】最終処分量の削減										
目的	最終処分量の目標をゼロとしつつ、埋立処分が発生する場合は、「東京たま広域資源循環組合」による広域的な連携のもと、適正な処分を進める。また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、ごみ処理の相互支援を推進する。										
各主体の役割	行政	・二ツ塚最終処分場へ焼却灰を搬入し、エコセメント化を行う。これにより、不燃性残渣の埋立ゼロを継続する。 ・廃棄物を排出する側と搬入される側の相互理解を深めるため、二ツ塚最終処分場が立地している日の出町との「三多摩は一つなり」交流事業を推進する。 ・「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」に基づき、ごみ処理の相互支援を積極的に実施する。									
	市民	・最終処分量削減へ協力する。									
	事業者	・最終処分量削減へ協力する。									
指標	最終処分量（埋立量）										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①モニタリング維持・公表	（継続）										

4.4.3 災害廃棄物処理における連携の推進

施策⑤：災害時対策の強化

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【新規】災害時対策の強化
目的	災害時においても、浅川清流環境組合や関係機関と連携し、災害廃棄物の適正な処理を実施する。そのために、関係機関との協定締結等を事前に進める。また、本市以外で発生した災害に対しても、国・都・関係機関等からの要請により、市民に情報を伝え、可能な限りの支援を実施し、相互協力関係の構築に努める。
指標・実績	-
進捗状況	・ 日野市地域防災計画に基づき、令和3年3月に策定した日野市災害廃棄物処理計画において、地震や豪雨・台風等による水害で発生した災害廃棄物処理についての実施計画を定めている。
課題・評価	・ 日野市災害廃棄物処理計画の策定や浅川清流環境組合・関係機関との連携は達成している。今後も継続が必要である。 ・ 日野市災害廃棄物処理計画を最新の情勢等に合わせて必要なタイミングで改訂していく。 ・ 関係機関との更なる協定締結等についての検討を進めていく。
協議会等の意見・対応	既存施設が河川（浅川・多摩川）に隣接しており、風水害発生時の処理継続性に懸念がある。事前対応策の検討が必要である（第3回協議会）。

4.4 ごみの適正処理の推進

移行

4.4.4 不法投棄・災害廃棄物対策

施策⑥：災害時対策の強化

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】災害時対策の強化									
目的	「日野市災害廃棄物処理計画」に基づく迅速な処理体制の強化を図り、水害リスクを想定した広域協定や周辺自治体・民間事業者との連携を図る。災害時においても、浅川清流環境組合や関係機関と連携し、災害廃棄物の適正な処理を実施する。そのために、関係機関との協定締結等を事前に進める。									
各主体の役割	行政	①災害廃棄物処理計画の運用・改訂を行う。 ②協定締結を推進する。 ③広域支援体制を整備する。								
	市民	・災害時のごみ出しルールを遵守し協力する。								
	事業者	・災害時のごみ出しルールを遵守し協力する。								
指標	・災害廃棄物処理計画の見直し ・災害廃棄物処理に係る研修への参加回数									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①災害廃棄物処理計画の運用・改定	運用			改訂	運用					
②協定締結の推進	(継続)									
③広域支援体制の整備	(継続)									

4.5 ごみの適正処理の推進

4.5.1 収集運搬計画

施策①：分別区分にあった適正な収集運搬

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【継続・強化】分別区分にあった適正な収集運搬
施策内容	・分別区分にあった適正な収集運搬を継続する。 ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図る。 ・感染症の流行下においても継続的な収集業務を行う。
進捗状況	・令和2年度からプラスチック類の分別回収を開始し、分別区分にあった適正な収集運搬を実施した。 ・収集車両については、低公害化を進めるとともに、円滑かつ効率的な収集運搬を実施した。 ・コロナ禍においては感染対策のため、収集を二班体制とし、収集ルートの見直しを行う等、継続的な収集を維持した。 ・業務連絡会により、状況報告等を行うことによって適切な業務を遂行した。
課題・評価	・プラスチック類の分別回収のための適正な収集運搬は達成している。 ・今後も分別区分にあった適正な収集運搬を継続していく。 ・引き続き低公害化車両の維持や効率的な収集運搬を行うとともに、業務連絡会を開催し、適切な業務遂行を図っていく。
協議会等の意見・対応	ごみ袋に対し大きく重いごみが入っている場合があり、基準（大きさ・重さ）が分かりにくい。ペットボトル等の収集頻度や戸別回収等の高齢者配慮要望がある（第3回協議会/アンケート意見）。

4.4 ごみの適正処理の推進

4.4.1 収集運搬計画

施策①：分別区分にあった適正な収集運搬

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】分別区分にあった適正な収集運搬										
目的	分別区分にあった適正かつ効率的な収集運搬を継続して実施する。										
各主体の役割	行政	・ 分別区分にあった適正かつ効率的な収集運搬を継続する。 ・ 引き続き低公害化車両の維持を行う。 ・ 収集業者と業務連絡会を定期的に開催し、適切な業務遂行を図る。 ・ 感染症流行を見据えた継続的な収集業務を実施する。 ・ 高齢者等のごみ出し困難者に対する収集体制を検討する。									
	市民	・ 市の分別・排出ルールを理解し、決められた方法で正しくごみを出す。									
	事業者	・ 事業活動に伴って生じた廃棄物について、排出者としての責任を自覚し、減量・資源化を進めるとともに、分別から収集運搬、処理までを適正に行う。									
指標	・ 収集業者との業務連絡会の開催回数										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①適正かつ効率的な収集運搬の継続	(継続)										
②低公害車両の維持	(継続)										
③収集業者との業務連絡会の開催	(継続)										
④感染症流行を見据えた継続的な収集業務の実施	(継続)										
⑤ごみ出し困難者に対する収集体制の検討	検討				実施						

4.5.2 処理計画

施策②：マテリアルリサイクル推進施設の整備

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【新規】マテリアルリサイクル推進施設の整備
目的	プラスチック類等の資源化を継続実施していくため、プラスチック類資源化施設（令和2年設置）を安定稼働させる。
進捗状況	・プラスチック類資源化施設を整備し、プラスチック類ごみのほか、不燃ごみ、不燃性粗大ごみを処理している。
課題・評価	・プラスチック類資源化施設を整備する目標は達成した。 ・プラスチック類資源化施設の安定稼働を継続目標として実施していく。
協議会等の意見	-

4.4.2 処理計画

施策②：プラスチック類資源化施設の維持管理

第4次ごみゼロプラン											
施策名	【継続・強化】プラスチック類資源化施設の維持管理										
目的	プラスチック類資源化施設を安定稼働させ、プラスチック類の資源化を継続的に実施していく。										
各主体の役割	行政	① プラスチック類資源化施設を安定稼働させるため、適正に施設の維持管理を行う。									
	市民	(対象なし)									
	事業者	(対象なし)									
指標	・プラスチック類資源化施設の停止回数										
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
①施設の安定稼働・維持管理	(継続)										

施策③：既存施設の適正な運用

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【新規】既存施設の適正な運用
目的	既存施設を解体する際は住民に情報を伝え、地域住民にとって安全・安心な施設解体を実施する。
進捗状況	・既存施設について新施設稼働まで適正に運用した。
課題・評価	・既存施設解体後の跡地利用の計画を検討する。 ・解体時は住民に情報を伝え、安全・安心な施設解体を実施する。
協議会等の意見	-

施策③：既存施設跡地の有効活用

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】既存施設跡地の有効活用									
目的	旧施設を解体し、跡地を有効活用する。									
各主体の役割	行政	① 解体工事着工までの期間、旧施設の適切な安全管理を行う。 ② 旧施設の跡地利用計画を検討する。 ③ 国庫補助金などの申請手続きを行う。 ④ 解体設計及び解体工事を発注し、実施する。解体に当たっては、地域住民へ周知し、安全・環境対策に努める。								
	市民	(対象なし)								
	事業者	(対象なし)								
指標	・ 旧施設の解体									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①旧施設の安全管理	(継続)									
②跡地利用計画の検討（施設の集約化・再編）	検討									
③国庫補助金等の申請手続き			申請							
④解体設計・工事の発注				解体設計	工事・竣工					

施策④：不法投棄の防止

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【継続・強化】不法投棄の防止
目的	不法投棄やポイ捨てを防止し、モラルの向上を図る。具体的には、パトロール・啓発活動の更なる強化により、公共空間や店舗の回収ボックス等への不法投棄や、ごみのポイ捨て、回収ボックスへのごみの排出等の防止を図る。 また、河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されているため、これらのイベント等を通して啓発を行っていく。
進捗状況	- 不法投棄を防止するため、パトロールを継続的に実施するとともに、不法投棄を防止するための貼紙等を作成し、不法投棄の防止を図っている。また、不法投棄をされた場合は、警察による取り締まりを行っていただき、不法投棄者に適切に処分してもらっている。 - 河川においては、毎年多摩川・浅川クリーン作戦等が実施されているため、これらのイベント等を通して啓発を行っている。
課題・評価	- 不法投棄防止に向けた活動を継続実施している。今後も継続していく。 - 今後も不法投棄を防止するためパトロールを継続していく。 - 多摩川・浅川クリーン作戦等も継続し、啓発を図っていく。
協議会等の意見	—

4.4.4 不法投棄・災害廃棄物対策

施策⑤：不法投棄の防止

第4次ごみゼロプラン										
施策名	【継続・強化】不法投棄の防止									
目的	不法投棄を防止するため、引き続きパトロールや警察等との連携を強化し、市民のモラル向上を図るとともに、市民や事業者と共に美化イベントを推進する。									
各主体の役割	行政	①パトロールを継続的に実施するとともに、貼紙等の作成により、不法投棄の防止を図る。必要に応じて、関係機関（警察等）と連携し、不法投棄者による適切な処分を働きかける。 ②市民・事業者と協働した環境美化イベント（クリーン作戦等）を推進し、不法投棄に対する啓発を図る。								
	市民	・美化活動へ参加する。								
	事業者	・回収ボックス等における不法投棄・散乱防止を管理する。 ・美化活動へ参加する。								
指標	・不法投棄防止パトロール実施回数 ・環境美化イベントの実施回数									
施策の実施スケジュール	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
①不法投棄防止パトロール	（継続）									
②環境美化イベントの推進	（継続）									

4.5.3 適正処理の推進

施策①：市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み

第3次ごみゼロプラン	
施策名	【新規】市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組み
目的	引き続き、ごみ減量・適正処理等に関して市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員等と連携して進める。 ※廃棄物減量等推進員：日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第8条により、市長が、一般廃棄物の適正な処理及びごみ減量等に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正処理及びごみの減量のため市の施策への協力その他の活動を行う役割を担う。不法投棄やポイ捨てを防止し、モラルの向上を図る。パトロール・啓発活動の更なる強化、河川での多摩川・浅川クリーン作戦等のイベントを通じた啓発を行う。
指標・実績	-
進捗状況	・プラスチック類の分別回収（第2次ごみ改革）を導入するにあたっては、ごみの減量・適正処理を行うため、中学校区説明会（8学校区）や自治会・任意グループ出前講座（122回）を実施し、合計3,566名への説明を実施した。 ・廃棄物減量等推進員の研修を年2回実施した。
課題・評価	・今後は、廃棄物減量等推進員の役割の明確化を図りつつ、継続して市民との連携によるごみ減量・適正処理等への取り組みを実施していく。
協議会等の意見・対応	-

移行

第4次ごみゼロプラン	
第4次ごみゼロプランの方向性	4.5.1 施策①：協働体制の推進・強化に移行（P.5 参照） 【理由】4.5.1 施策①「協働体制の推進・強化」において、ごみ減量・適正処理等に関して市民団体・自治会・廃棄物減量等推進員等と連携して進めていく。